

木更津市地域福祉推進プラン

第3期木更津市地域福祉計画・第3次木更津市地域福祉活動計画



木更津市マスコットキャラクター「きさポン」

平成29年3月

木 更 津 市

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会

はじめに



近年、少子高齢化の進行や価値観・家族形態の多様化などにより、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化しています。誰もが安心して暮らせる地域社会をつくるためには、社会保障（共助）や公的扶助・社会福祉サービス（公助）の充実を図る必要があります。

また、本市が目指す「オーガニックなまちづくり」の基本理念の1つである、『多様なあり方を認め合い、支え合う、自立した地域社会の仕組みを構築する』につながる「地域・近隣でのお互いに助けたり、助けられたりする関係（互助）」も同時に充実させることが重要であります。

本市では、平成19年3月に「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」を基本理念とする『木更津市地域福祉計画』、平成24年3月には『第2期木更津市地域福祉計画』を策定し、地域住民、事業者、行政、社会福祉協議会等の協働により地域福祉づくりの推進を図ってまいりました。

このたび、基本理念、基本方針を継承しながら社会情勢の変化やアンケートの調査結果等を踏まえ、より一層の推進を図るため『木更津市地域福祉推進プラン』を策定しました。

本プランは、『第3期木更津市地域福祉計画』と『第3次地域福祉活動計画』を協同で策定し、行政と民間との活動計画を密接に連携させることにより、本市の地域福祉の推進を図ろうとするものです。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことのできる地域づくりを目指し、本計画の推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様をはじめ、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員の皆様を始め、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成29年3月

木更津市長 渡辺芳邦

はじめに



第3次木更津市地域福祉活動計画は、地域福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、木更津市とそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図り機動的取り組みを図るため、初めての試みとして木更津市地域福祉計画との協同により策定をいたしました。

本計画では、第1次からの基本理念である「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」を引き継ぎ、「つながろう木更津」のキャッチフレーズのもとで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域で支えあう福祉のまちの実現をめざし、4つの基本計画を掲げ、確実な計画実現に向けた事業推進を図ってまいります。

本計画の柱といたしましては、対象者横断のワンストップ一括相談支援体制を確立するために各地区社協単位にコミュニティソーシャルワーカーをモデル配置するとともに、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりをするために、地区社協の活動支援を図るべく、拠点の検討や地区懇談会を引き続き実施してまいります。

また、急速な少子高齢化、核家族化から起こる社会的問題としてクローズアップされている、成年後見制度をはじめとした市民の権利擁護を推進してまいります。

更に、ボランティアセンターの充実強化を図るとともに、市内の民間企業や社会福祉法人との連携強化を図ってまいります。

本計画実現に向け、各種補助金等の活用を視野に入れ、積極的な財源確保を図るとともに、公共性の高い社会福祉法人としての経営を明確に信頼性の向上と透明性の確保に取り組み、社会福祉協議会の安定的経営基盤の強化を推進してまいります。

今後、本計画を広く市民の皆様にお伝えし、皆様との連携、協働により計画実現に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提案をいただきました、木更津市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会委員の皆様をはじめ、地区懇談会等で貴重なご意見、ご提案をいただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。

平成 29 年 3 月

社会福祉法人 木更津市社会福祉協議会
会 長 滝 口 君 江

木更津市地域福祉推進プラン（木更津市地域福祉計画・地域福祉活動計画）

目 次

第1章 計画策定にあたって

第1節 地域福祉の趣旨と計画策定の意義	1
1. 地域福祉をどのように捉えるのか	1
2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の趣旨	2
3. 地域福祉をめぐる国の動向	3
第2節 計画の目的・位置づけ	5
1. 計画の目的	5
2. 地域福祉の対象	6
3. 地域福祉推進の担い手	6
4. 計画の位置づけ	8
第3節 計画の策定体制と計画期間	12
1. 計画の策定体制	12
2. 計画の期間	12

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 木更津市の現状	13
1. 人口・世帯の推移	13
2. 少子高齢化の状況	15
3. 健康・医療の現状	17
4. 要介護・要支援者の状況	21
5. 障害のある人の状況	22
6. 生活困窮者の状況	25
7. 高齢者世帯の状況	28
8. 木更津市の福祉関係予算の状況	29
第2節 住民意識調査の結果と調査結果からの課題	30
1. 住民意識調査の目的	30
2. 調査の概要	30
3. 調査結果（概要）と調査結果からの課題	30

第3節 地区懇談会・福祉団体等ヒアリングの結果とそこからみえてくる課題 ……	33
1. 地区懇談会の目的	33
2. 地区懇談会の結果とそこからみえてくる課題	34
3. 福祉団体等ヒアリングの目的	36
4. 福祉団体等ヒアリングの結果とそこからみえてくる課題	36
第4節 福祉施策の現状と課題	37
I 地域の生活課題に対応したサービス	37
1. サービス相談窓口の充実	37
2. 制度の情報提供	38
3. 必要なサービスを提供するための仕組みづくり	39
4. 福祉サービスを支える仕組みの充実	39
5. 高齢者や障害のある人など当事者組織への支援	39
6. 健康づくり、介護予防、生きがいづくりへの支援	40
7. 地域における子育ての支援	41
II 地域での助け合い・支え合い	42
1. 地域コミュニティの活性化	42
2. 地域の助け合い活動の推進	43
3. 地域福祉を支える拠点の充実	44
III 地域福祉を支える人材の育成	45
1. 地域福祉の担い手づくり	45
2. 中高年パワーの活用	46
3. 福祉学習による人づくり	47
第5節 第2期地域福祉計画の評価	48
1. 第2期地域福祉計画について	48
2. 取組みの評価	48

第3章 計画の基本理念と目標

第1節 基本理念	49
第2節 基本目標	51
I 住みよいまちづくりの土壌を創ろう！	51

Ⅱ 風とおしのよいまちを創ろう！	53
Ⅲ 「これから」を支える人を育てよう！	54
第3節 木更津市の福祉圏域（日常生活圏域）	55
図 木更津市地域福祉計画体系図	57

第4章 地域福祉計画の取り組みの方向性と展望

I 住みよいまちづくりの土壌を創ろう！	58
〈基本方針1〉対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築	58
〈基本方針2〉生活困窮者自立支援の方策	61
〈基本方針3〉必要なサービスを提供するための仕組みづくり	63
〈基本方針4〉福祉サービスを支える仕組みの充実	64
〈基本方針5〉高齢者や障害のある人など当事者組織への支援	65
〈基本方針6〉健康づくり、介護予防、生きがいづくりへの支援	66
〈基本方針7〉地域における子育ての支援	68
〈基本方針8〉避難行動要支援者への支援体制づくり	69
Ⅱ 風とおしのよいまちを創ろう！	71
〈基本方針1〉地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実	71
〈基本方針2〉地域の助け合い活動の推進	72
Ⅲ 「これから」を支える人を育てよう！	73
〈基本方針1〉地域福祉の担い手づくり	73
〈基本方針2〉中高年パワーの活用	74
〈基本方針3〉社会福祉法人と連携した小地域活動の推進	75

第5章 木更津市地域福祉活動計画

第1節 地域福祉活動計画の目標	76
第2節 第2次地域福祉活動計画の評価	77
I 第2次地域福祉活動計画の評価	77
II 4つの基本計画の中の主な個別事業の評価	78
第3節 計画の目指すもの	80
I 基本理念「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」	80

II 基本目標・基本計画	80
第4節 社会福祉協議会の組織強化	84
I 社会福祉協議会の認知度の向上	84
II 社会福祉協議会の体制強化	84
III 職員の資質の向上	84
IV 社会福祉協議会会員の加入促進	85
V 自主財源の強化	85
図 木更津市地域福祉活動計画体系図	86
第6章 地域福祉計画と地域福祉活動計画の推進について	
第1節 計画の推進体制	87
【資料編】	
用語の解説	91
※本文中の太文字用語（初出のみ）については、初出巻末の用語の解説をご参照ください。	
第3期木更津市地域福祉計画及び第3次木更津市地域福祉活動計画 策定スケジュール	94
木更津市地域福祉計画及び木更津市地域福祉活動計画策定委員会名簿	95
附属機関設置条例	96

第1章 計画策定にあたって

第1節 地域福祉の趣旨と計画策定の意義

1. 地域福祉をどのように捉えるのか

地域福祉は、戦後日本の社会福祉法制の基本法ともいえる社会福祉事業法のもとでは、高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉等の対象者別の縦割り福祉に属さない「その他」の福祉のことを指すと長いこと考えられてきました。しかし、2000（平成12）年に社会福祉事業法が社会福祉法へと名称も含めて大きく改正され、「地域福祉」という考え方が初めてきちんと位置付けられました。社会福祉法は、地域福祉の推進を図ることがこの法律の目的であり、市町村社会福祉協議会は地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であるとともに、その第4条で「地域福祉の推進」として、次のように明記し、第107条においては市町村地域福祉計画の策定を位置付けたのです。

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、

福祉サービスを必要とする地域住民が

①地域社会を構成する一員として日常生活を営み、

②社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

これは、高齢者や障害者など、地域の中で毎日の暮らしを続けていく上で様々な課題・障害を抱えている人々（現行法の「福祉サービスを必要とする地域住民」）を、地域社会に適応していくことができるように様々な支援・訓練等を通じて変えていこうとしてきたこれまでの福祉を大きく転換し、逆に、生活上の課題・困難・障害を抱えている人々も含めて地域に暮らすすべての人々を、地域社会を構成する大切な一人として受け入れ、社会参加の機会を保証していく、そうした地域社会の実現を目指して、地域住民を始めとするすべての関係者が協力・協働して地域社会を変えていくべきことを宣言したものです。それは、一人ひとりの地域住民が、暮らしの中で障害を持つ誰一人をも排除することなく地域の仲間として受け入れ、すべての人々に社会参加の機会を保証していく、そうしたノーマライゼーションとソーシャルインクルージョンを実現するまちづくりへの意識を持つ地域住民へと、自らを変えていくことでもあるわけです。

したがって地域福祉とは、一人ひとりすべての住民同士の絆・つながりを大切にし、お互いの支え合い・助け合いの仕組みやネットワークを作っていくことで、誰でもみんなが共生しながら暮らすことのできる地域社会の形成に向けて、一人ひとりが主役となり、誰もがよりよく生きることのできる、住みやすいまちづくりの活動を進めることであり、その意味で地域福祉は「福祉サービスを必要とする地域住民」のためのものであるだけでなく、そこに暮らす誰でもがそうした人々を受け入れていくことのできる自分自身へと自らの意識を変え、地域を変え

ていくためのものでもあるということが出来ます。

2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の趣旨

地域福祉計画とは、こうした地域福祉の充実を図る仕組みやシステム、ネットワークづくりなどを市町村行政が具体化する計画であり、地域福祉活動計画はそのために地域住民や住民団体が何に取り組み、どのように活動して地域福祉を実現していくのかを計画するアクション・プランです。

地域福祉の充実を図るためにいま重要な課題となっている「一人ひとりすべての住民同士の絆・つながり」の強化や、「お互いの支え合い・助け合いの仕組みやネットワーク」づくりというのは、実は、かつてはごく自然に地域や家族の中に存在していたものでした。ところが、昭和30年代中期から40年代（1960年代～70年代初頭）にかけての日本の高度経済成長は、一方では人々の生活水準を引き上げたものの、他方では工業の高度化による過密と過疎により地域社会の姿を変貌させるとともに、家族の形をも大家族から核家族へと変えていき、高齢化と少子化も伴うことで家族や地域の絆・つながりを薄め、お互いの支え合いや助け合いの関係が希薄になっていくという現象をもたらしました。

そうした社会の構造的な変化は、人々の価値観の多様化や地域経済の低迷をもたらすとともに、家族間や地域社会の相互扶助の力の低下により、子育て機能の弱体化、児童・障害者・高齢者への虐待、配偶者や恋人からの暴力（DV）、不登校や引きこもり、子ども（ひとり親家庭）の貧困、地域からの孤立によるゴミ屋敷、自殺などの様々な問題を提起し、しかもそれらの諸問題が複雑に絡み合っているという事態をも引き起こしています。

このような社会情勢の中では、従来からの高齢者・障害者・児童といった属性別・縦割りの福祉サービスだけでは支援しきれない、制度の隙間に落ち込んでいる人々が数多く見受けられます。また、これまでの概念の福祉対象者には当てはまらないけれども、しかし、様々な暮らしにくさの中で応援を必要としている多くの人々への支援の取り組みも不可欠なものとなってきています。そのためには、これまでの属性別・縦割りの法制度上の支援を充実させるばかりでなく、まだ制度化されていないような地域の人々の任意で、自主的な取り組みも地域みんなで作らねば、大いに盛んにして、制度的なサービスと非制度的なサービスをともに十分に活用・連携させる仕組みづくりへの取り組みが大切になってきます。それは、「福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして」福祉を積極的な視点で捉えることでもあります（社会保障審議会福祉部会「一人ひとりの地域住民への訴え」平成14年1月）。

そこで本市では平成19年3月に第1期「木更津市地域福祉計画」を、平成24年3月には第2期「木更津市地域福祉計画」を策定してきました。また、木更津市社会福祉協議会も市計画と整合性を保ちながら、「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」を共通の基本理念として、平成21年に第1次の、平成25年には第2次の「木更津市地域福祉活動計画」を策定してきました。これら公民の二つの計画はともに、住民を「ひとりの生活者」としてとらえ、だれもが自分らしく、よりよく生きることができるよう、地域住民や社会福祉法人、福祉事業者、ボランティア団体、NPO、行政や各種専門機関などが協力して、地域全体で日常生活上の不安の解消を図り、だれかの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員と

して認め合い、自分の意思で様々な社会活動に参加できるような仕組みづくりを推進してきました。

今回の第3期「木更津市地域福祉計画」と第3次「木更津市地域福祉活動計画」を合わせて一体のものとした「木更津市地域福祉推進プラン」は、これまでの計画のこうした基本理念を継承するとともに、行政計画と民間計画としての活動計画の二つの計画を更に密接に連携させ、昨今の社会情勢の変化や地域の実情等にあわせて見直しを行いつつ、一体的なものとして策定することにより、本市の地域福祉の新たな地平を切り開こうとするものです。

3. 地域福祉をめぐる国の動向

一つの家庭の中の多様で複雑に絡み合う複数の生活課題への対応や、制度の隙間に落ち込んでいる人々への対応、そして、これまでは福祉対象者にはされていなかった人々への対応に、最初に具体的な取り組みを開始したのが、平成27（2015）年4月に施行された生活困窮者自立支援法です。

生活困窮者自立支援法は、社会保障制度と生活保護制度の間に第2のセーフティネットを張り巡らそうとするもので、これまでは福祉サービスの対象にはされていなかったものの、社会的孤立や社会からの排除、そして貧困などのために暮らしのうえで様々な困難に直面している人々を受け止め、自立を支援しようとする制度であり、同時に、生活保護を受給している人々の自立支援も積極的に進めようとする制度です。主に対象となるのは、所得の低い非正規雇用労働者やひとり親家庭、ニート、引きこもり、高校中退者や不登校者などです。これまでは生活に困窮していても相談を受け止める窓口がなかった、あるいはどこに相談に行ってもよいかわからなかった人々をただ役所の窓口で待ち受ける傾向がありましたが、これからは担当者が積極的に出向いて行き、なおかつ、“たらい回し”にすることなくワンストップで受け止め、相談支援を行なっていくこととしたのです。

こうした相談支援体制を更にもう一歩前進させようとして平成27（2015）年9月に厚生労働省から公表されたのが「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」です。この「新福祉ビジョン」は、現状と課題として家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応が必要なことをあげ、その解決のためには「すべての人が世代や背景を問わず、安心して暮らし続けられるまちづくり（全世代・全対象型地域包括支援）が不可欠である」としました。そのためには「ワンストップで分野を問わずに相談・支援を行うことや、各分野間の相談機関で連携を密に取ることにより、対象者やその世帯について、分野横断的かつ包括的な相談・支援を実現する」ことを検討するとしています。

平成28（2016）年6月にはこの「新福祉ビジョン」をも取り込んだ「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、同年9月、厚生労働省はこの閣議決定を踏まえた「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げ、「地域における住民主体の課題解決・包括的な相談支援体制」の構築、多機関の協働による包括的支援体制の構築を具体的に打ち出してきています。これまでも全国的には、介護保険法に根拠を持つ**地域包括支援センター**が、高齢者のみではなく、地域に暮らす障害者や子どもの問題にも対応を広げてきている例はいくつかの自治体で見受けられてきましたが、いよいよ国を挙げてそうした方向に歩み出そうとしており、本市

においても早急な検討と具体化が迫られてきています。

地域共生社会の実現を目指し、世代や対象で切り分けることなくすべての地域住民とすべての生活課題を対象としてワンストップの相談支援を実現していくことは、これまでに述べてきた地域福祉の本旨に沿うことであり、本計画においてもその実現を具体的に位置付け、体制の確立に向けて取り組みをはじめます。

第2節 計画の目的・位置づけ

1. 計画の目的

すでに第1節で述べたように、「地域福祉とは、一人ひとりすべての住民同士の絆・つながりを大切に、お互いの支え合い・助け合いの仕組みやネットワークを作っていくことで、誰でもみんなが共生しながら暮らすことのできる地域社会の形成に向けて、一人ひとりが主役となり、誰もがよりよく生きることのできる、住みやすいまちづくりの活動を進めること」です。地域福祉計画と地域福祉活動計画は、それを実現するための取り組みと活動を具体化する計画です。

今日の福祉ニーズは、少子高齢化の進行や価値観の多様化、家族形態の多様化などにより、日常生活の場である地域において、身近な困りごとや生活のしづらさなど、何らかの支援や支え合いを必要とする様々な生活面での課題（暮らしのニーズ）へと拡大してきています。

このように多様化し、増大・普遍化する「暮らしのニーズ」への対応については、全国的に統一されている制度である社会保障（共助）や公的扶助・社会福祉サービス（公助）で対応するとともに、「地域・近隣でのお互いに助けたり、助けられたりする関係（互助）」も同時に充実させ、生活課題を解決して誰もが暮らしやすいまちづくりを実現していこうというのが「木更津市地域福祉推進プラン—木更津市地域福祉計画・地域福祉活動計画—」の目的です。

したがって本計画は、社会福祉法第107条の規定及びその後の国からの通知等も含めて、次の事項を明示します。

- ① 市民の皆様の、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ② 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③ 市民の皆様の、地域福祉活動への参加の促進に関する事項
- ④ 要介護・要支援高齢者を始め、支援を必要とする高齢者や障害者等の市民を学校区や日常生活圏域で積極的に把握・支援できる施策に関する事項
- ⑤ 災害時に特に支援を要する市民の把握と支援方法・体制に関する事項
- ⑥ これまでの公的・法的な福祉制度の対象とはなっていないが、生活困窮等の暮らしの課題を抱える市民の把握と支援方法・体制に関する事項

本地域福祉計画は、個別各分野の福祉計画の共通項を貫く基本計画であるとともに、本市の総括的・総合的な福祉計画であり、「福祉でまちづくり」を実現しようとする計画でもあります。地域福祉活動計画は、そのための「地域の互助」を創り出す市民のアクション・プランです。

これまでの各分野の個別計画は、それぞれの各分野での推進を通して、市民・福祉団体・福祉事業者などが、各々の役割のなかで、「お互いに力を合わせる」関係をつくり、住民のボランティア・パワーと関係諸団体の活動や市の公的サービスとの連携のもとで、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進してきました。これからは本地域福祉計画がこうした各分野の個別福祉計画の共通項を定め、本市の福祉が「住民と行政との協働による新しい福祉」を実現していく、その総括的・総合的なあり方・方向性を示

し、地域福祉活動計画がそのための具体的な活動を示していくこととなります。

2. 地域福祉の対象

さきに引用した社会保障審議会の「一人ひとりの地域住民への訴え」は、福祉の対象者について次のように述べています。

『この際、一人ひとりの地域住民に対して、社会福祉を限られた社会的弱者に対するサービスとしてではなく、身近な日々の暮らしの場である地域社会での多様な人々の多様な生活課題に地域全体で取り組む仕組みとして捉え直し、地域住民としてこれらの多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組んでいただけるよう訴えたい。また、社会福祉を消極的に単なる特定の人に対する公費の投入と考えるのではなく、むしろ福祉活動を通じて地域を活性化させるものとして積極的な視点で捉えていただけるよう強く訴えたい。』

よって、地域福祉の対象者は、いわゆる「福祉の対象者」とされる要援護者＝「社会的弱者」に限らず、「多様な生活課題に目を向け自発的、積極的に取り組む」本市に住むすべての人々が対象です。そこでは、支援を必要とする高齢者や障害のある人、その本人や家族はもちろん、地域のなかで孤立しがちな子育てに悩む親やその子ども、国籍、性別、年齢等にかかわらず地域に住むすべての人々の生活課題（暮らしのニーズ）を地域福祉の対象としてとらえ、広く地域住民みんなの自主的・主体的な取り組みで、誰もが幸福な生活を安心して送ることができるようになる地域社会の絆やしくみの構築そのものを地域福祉の取組として目指します。

3. 地域福祉推進の担い手

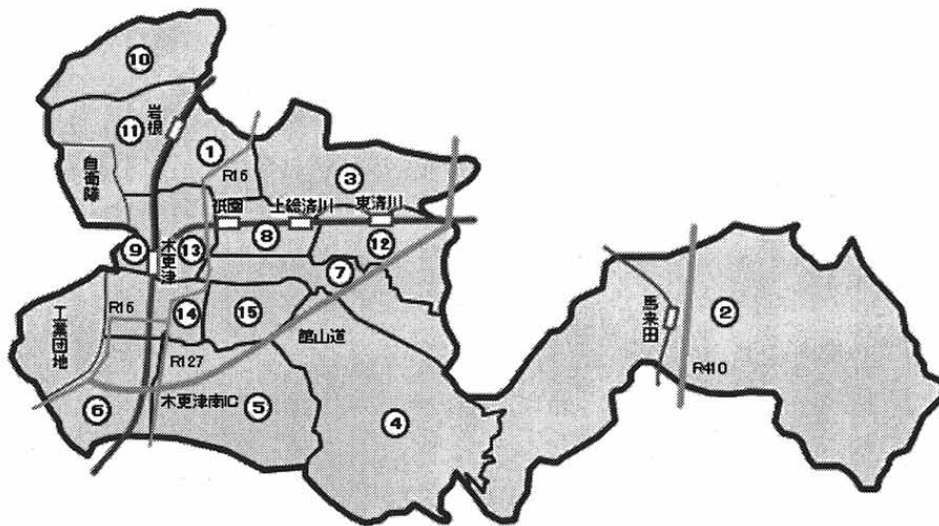
前項のように地域福祉の対象を考えると、地域に暮らすすべての住民にとっての地域福祉は、地域の住民すべての人々の手によって支えられる福祉であり、すべての住民の皆さんの協力と理解、参加と行動で作られられていくべきです。したがってその担い手は、その地域に住んでいる人、働いている人、学校に通学している人、活動している団体など、「地域で生活し、活動しているすべての人」です。

その中でも特に、地域住民、自治会・町内会、一般企業、商店街、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO、学校、農業協同組合、生活協同組合、社会福祉法人、社会福祉従事者（民間事業者を含む）、福祉関連民間事業者などの地域福祉を推進する住民及び団体で構成される市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条により、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、地区社会福祉協議会とともに、地域住民を主体とした福祉活動を推進することを重要な任務としています。これからも市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会を中心として、すべての住民・団体・企業等の総参加で地域福祉を推進し、誰もが暮らしやすく、幸せを感じることでできるまちづくりを進めていきます。

この地区社会福祉協議会は、市社会福祉協議会が推進母体となって、住民参加による福祉の

ネットワークづくりのため、下の図の市内15地区に組織されており、それぞれの地区の実情に応じて民生委員・児童委員や自治会・町内会等が中心となって、住民とともに地域福祉活動を推進しているものです。

地区社会福祉協議会の状況 平成28年4月1日現在



地区社会福祉協議会の区域

1	岩根東地区社会福祉協議会	6	波岡西地区社会福祉協議会	11	岩根西地区社会福祉協議会
2	富来田地区社会福祉協議会	7	太田中学校区社会福祉協議会	12	清川地区社会福祉協議会
3	中郷地区社会福祉協議会	8	三中学区社会福祉協議会	13	一中東部地区社会福祉協議会
4	鎌足地区社会福祉協議会	9	一中西部地区社会福祉協議会	14	二小地区社会福祉協議会
5	波岡東地区社会福祉協議会	10	金田地区社会福祉協議会	15	請西・真舟小地区社会福祉協議会

4. 計画の位置づけ

(1) 根拠法令及び市総合計画等との関係

本地域福祉計画は、「魅力あふれる創造都市きさらづ～東京湾岸の人とまちを結ぶ躍動するまち～」を掲げる「木更津市基本構想」及びその下で策定された「第1次基本計画」（きさらづ未来活力創造プラン）を上位計画として、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」として策定します。

また、地域福祉活動計画は、地域福祉計画と密接に関連させ、一体的なものとして、地域住民による主体的な取り組みとしての地域課題の明確化と解決への活動、社会資源の開発などを計画化するものです。

(2) 保健福祉分野の個別計画との関係

本市では、これまで「障害者基本計画」・「障害福祉計画」・「高齢者保健福祉計画」・「介護保険事業計画」・「子ども・子育て支援事業計画」・「健康きさらづ21」・「保健事業実施計画（データヘルス計画）」・「木更津市国民健康保険 特定健康診査等実施計画」を策定して、個々の計画に基づいた施策が展開されています。本計画は、こうした個別各分野の福祉計画の共通項を貫く基本計画であるとともに、本市の総括的・総合的な福祉計画であり、「福祉でまちづくり」を実現しようとする計画です。

・健康増進分野

「健康きさらづ21」

「木更津市保健事業実施計画（データヘルス計画）」

「木更津市国民健康保険・特定健康診査等実施計画」

・児童福祉分野

「子ども・子育て支援事業計画」

・高齢者福祉分野

「高齢者保健福祉計画」

「介護保険事業計画」

・障害者福祉分野

「新きさらづ障害者プラン」（「障害者計画」「障害福祉計画」を含む）

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

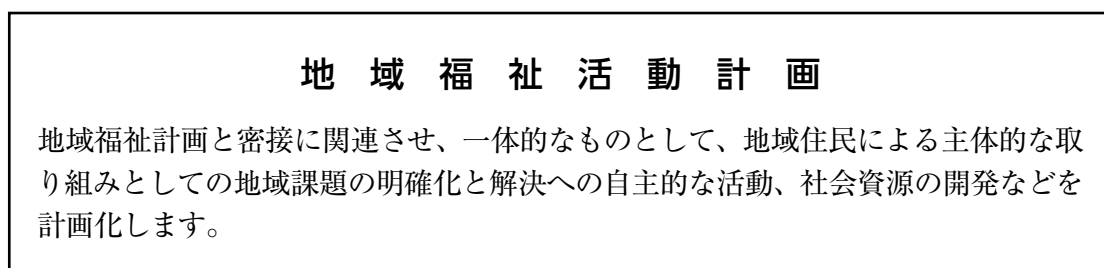
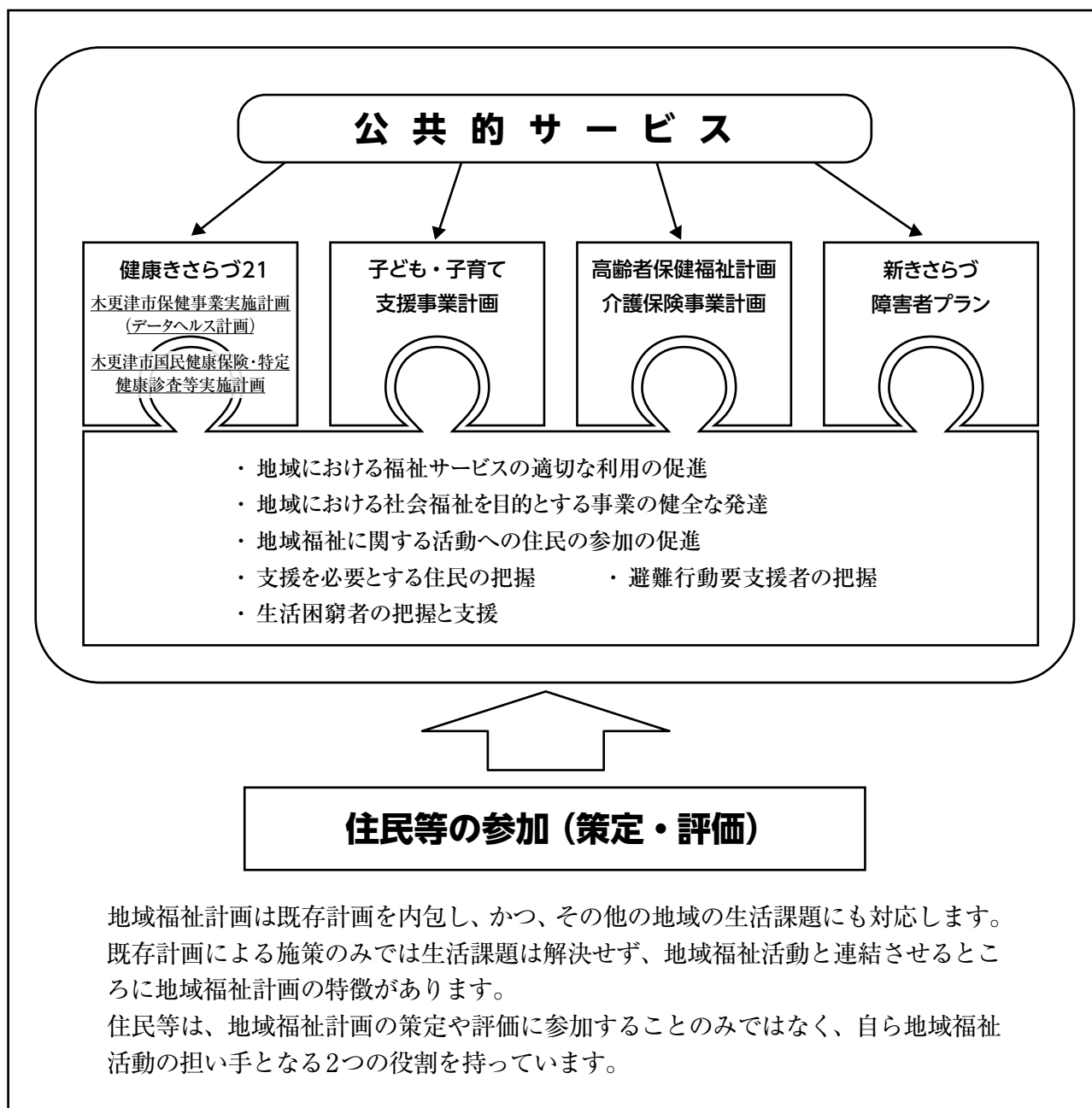
地域福祉計画は社会福祉法第107条に基づく行政計画で、地域福祉を推進する基盤や仕組みを行政の公的責任として明示する計画です。

地域福祉活動計画は、市社会福祉協議会が中心となり、地域住民や自治会・町内会等の住民自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPO等の民間団体による地域福祉の推進を目指す自主的・自発的な行動計画（アクション・プラン）です。

地域福祉活動計画は、地域福祉計画の理念の実現をめざし、具体的な地域活動を促進していく役割を持っており、地域福祉計画と相互に連携し、補完し合う関係にあります。そのため、

今回の策定に当たっては、「木更津市地域福祉推進プラン」として両計画を一体性のあるものとして策定しました。

〈地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係性〉



なお、策定にあたり基本とした視点は、次のとおりです。

1. 地域に密着した取り組みの推進

日常的な生活圏域での体制整備を重視すること。

2. 利用者主体の視点

福祉サービス利用者の選択の自由が確保されること。

認知症高齢者や知的障害者など暮らしにハンディを抱える市民の権利が擁護されること。

3. ネットワーク化の視点

福祉と保健・医療、教育、就労など多様なサービス提供者間のネットワークにより、福祉サービスが地域社会の中で効果的かつ効率的に供給されること。

4. 公民協働の視点

地域住民、企業・NPO など、および行政・社会福祉協議会が互いに協力・協働して、地域福祉の推進にあたること。

5. 住民参加の視点

地域福祉の実現にあたっては、住民の自主的・主体的な取り組みを尊重し、様々な支援を図ること。

第3節 計画の策定体制と計画期間

1. 計画の策定体制

本計画を策定するための「木更津市地域福祉計画策定委員会」及び「木更津市地域福祉活動計画策定委員会」を合同委員会として、「資料編」に掲載されている18人の委員によって構成され、第1回委員会を平成28年8月5日に開催して、具体的な検討を始めました。

計画原案の基礎とするために住民意識調査、団体ヒアリング、15地区の地区懇談会を実施し、地域の現状と課題の把握、改訂計画案への市民のみなさんの意見反映に努めました。

計画策定事務局としての市の担当課、市社会福祉協議会および日本地域福祉研究所は、第2期計画についての評価や諸調査を踏まえて、策定委員会に提出する素案の検討を行い、計画素案の骨子案をまとめました。

策定委員会は、素案の骨子を踏まえながら10月・11月と議論を積み重ね、計画素案を取りまとめ、市民の皆さんからのパブリックコメントを経て、平成29年3月に内容の確定をみたものです。

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成29～33年度（2017～2021年度）の5ヵ年を計画期間とします。

なお、仮称「地域福祉推進協議会」を設置し計画の進行管理を行い、進捗状況や社会情勢等の変化に応じて必要な見直しを行っていくものとします。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 木更津市の現状

1. 人口・世帯の推移

平成27年の国勢調査によると、わが国の人口は約1億2,711万人で、平成22年の国勢調査と比べ約94万7千人の減少となっており、また、市部への人口集中と郡部等、地方の人口減少が現実的な問題となっています。

本市の人口は、平成17年までは減少傾向が続いていましたが、定住促進施策や東京湾アクアライン効果等もあって、増加傾向にあり、今回国勢調査（平成27年）によると、134,141人となっており、前回国勢調査（平成22年）より、4,252人増加しています。

また、世帯数は今回国勢調査（平成27年）によると、54,920世帯で前回国勢調査（平成22年）より、4,878世帯増加しています。しかし、1世帯あたりの世帯人口は2.44人となっており、前回調査（平成22年）の2.58人から更に減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

核家族化が進行すると、世代間の生活文化の継承が困難になったり、家庭内の支援する力が弱くなるなどの問題が生じ、それを補うことが地域の役割として求められています。



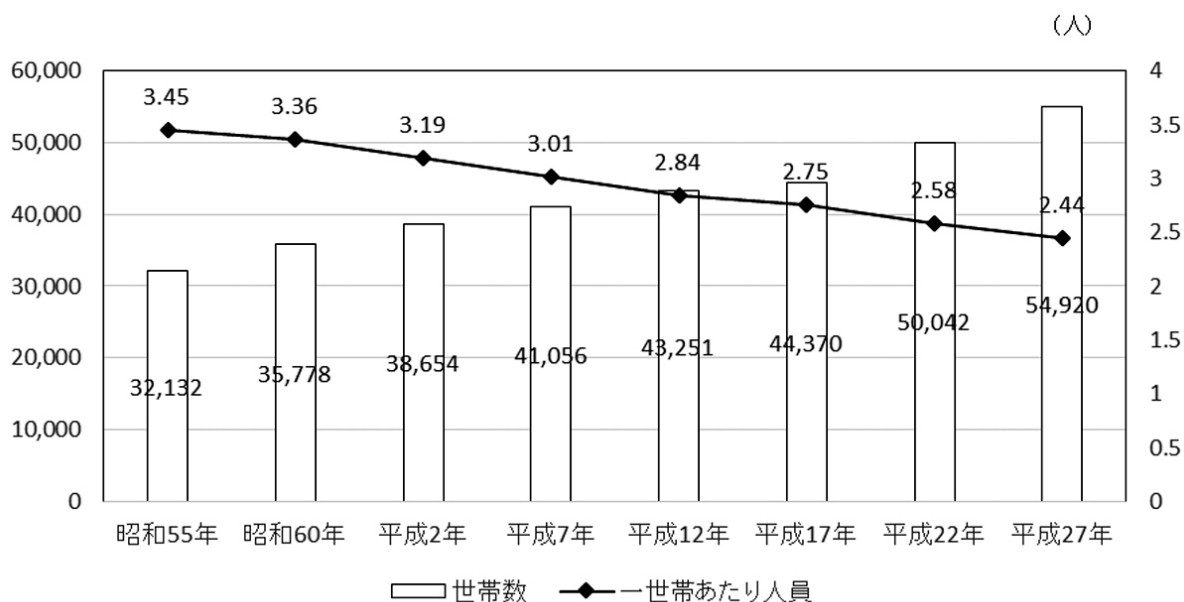
写真 金田海岸より東京湾アクアラインを望む

人 口 の 推 移

年 次	世帯数 (世帯)	常住人口 (人)			人口密度 (人 /km ²)	備 考
		総 数	男	女		
大正 9 年	1,833	8,551	4,225	4,326		第 1 回国勢調査
大正 14 年	2,006	9,436	4,574	4,862		第 2 回国勢調査
昭和 5 年	2,178	10,334	5,135	5,199		第 3 回国勢調査
昭和 10 年	3,298	15,776	8,234	7,542		第 4 回国勢調査
昭和 15 年	3,492	16,288	7,929	8,359		第 5 回国勢調査
昭和 17 年	5,844	33,817	18,224	15,593	611.7	11 月 3 日市制施行
昭和 22 年	7,882	37,675	18,165	19,510	681.5	第 6 回国勢調査
昭和 25 年	7,906	37,901	18,124	19,777	685.6	第 7 回国勢調査
昭和 30 年	10,435	51,741	24,813	26,928	566.2	第 8 回国勢調査
昭和 35 年	11,252	52,689	25,639	27,050	576.6	第 9 回国勢調査
昭和 40 年	12,931	54,928	26,662	28,266	600.2	第 10 回国勢調査
昭和 45 年	18,947	73,319	36,615	36,704	796.3	第 11 回国勢調査
昭和 50 年	26,320	96,840	48,779	48,061	704.1	第 12 回国勢調査
昭和 55 年	32,132	110,711	55,561	55,150	799.9	第 13 回国勢調査
昭和 60 年	35,778	120,201	60,695	59,506	868.4	第 14 回国勢調査
平成 2 年	38,654	123,433	62,306	61,127	890.4	第 15 回国勢調査
平成 7 年	41,056	123,499	62,398	61,101	890.8	第 16 回国勢調査
平成 12 年	43,251	122,768	61,467	61,301	885.5	第 17 回国勢調査
平成 17 年	44,370	122,234	60,947	61,287	881.3	第 18 回国勢調査
平成 18 年	45,214	122,745	61,150	61,595	884.9	平成 18 年 10 月 1 日
平成 19 年	46,124	123,637	61,659	61,978	891.2	平成 19 年 10 月 1 日
平成 20 年	47,304	124,812	62,251	62,561	899.7	平成 20 年 10 月 1 日
平成 21 年	48,167	125,751	62,780	62,971	906.4	平成 21 年 10 月 1 日
平成 22 年	50,042	129,312	65,242	64,070	932.2	第 19 回国勢調査
平成 23 年	50,668	129,889	65,576	64,313	936.2	平成 23 年 10 月 1 日
平成 24 年	51,449	130,512	65,904	64,608	940.7	平成 24 年 10 月 1 日
平成 25 年	52,165	131,214	66,111	65,103	945.8	平成 25 年 10 月 1 日
平成 26 年	53,148	131,979	66,509	65,470	951.3	平成 26 年 10 月 1 日
平成 27 年	54,920	134,141	67,450	66,691	965.4	第 20 回国勢調査

※平成 28 年 11 月現在、本市の人口は 134,602 人（男性：67,684 人、女性：66,918 人）、世帯数は 60,081 世帯である（住民基本台帳より）。

世帯数と一世帯あたり人員の推移



※資料 国勢調査

2. 少子高齢化の状況

平成28年4月1日現在（住民基本台帳人口）の本市の人口を年齢階層別に見ると、0歳以上14歳以下の年少人口は17,918人となっており、総人口比では昭和60年は23.4%でしたが、平成17年は13.5%、平成28年は13.4%で、平成17年と比較すると横ばいに推移しています。

一方、65歳以上の高齢者人口は、35,270人となっており、総人口比は昭和60年の8.3%、平成17年の18.1%に対して、平成28年は26.3%と、年々増加しています。

さらに、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む平均的な子どもの数）の推移を見ると、国が1.42、県が1.32、本市が1.43（平成26年）で、国・県・市ともここ数年持ち直しているものの、依然低い水準にあります。

今後とも、年少人口の増加が見込めないなかで高齢者人口が年々増加する傾向は続くものと予測され、少子高齢化は本市の地域福祉を考える際の重要な課題といえます。

10歳代、20歳代など若い層の人口が増加するための支援策、また、30歳代～50歳代の子育て層の支援策を充実させることが求められています。若い層が定住し安心して子育てができる市を目指すことにより、高齢化の改善につながります。

年齢3区分別人口

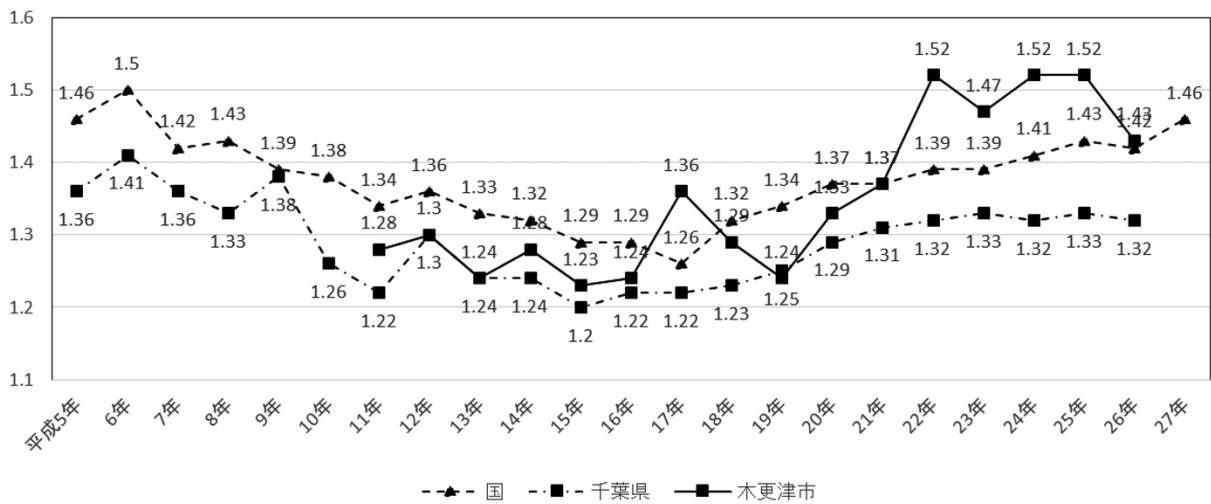
(上段：人、下段：割合)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年
総人口	120,201	123,520	125,428	124,370	125,344	129,738	133,049	134,029
0歳以上14歳以下 (年少人口)	28,146 23.40%	23,428 19.00%	20,182 16.10%	17,822 14.30%	16,957 13.50%	17,655 13.60%	17,918 13.50%	17,918 13.40%
15歳以上64歳以下 (生産年齢人口)	82,128 68.30%	88,139 71.30%	90,347 72.00%	88,162 70.90%	85,736 68.40%	83,695 64.50%	80,958 60.80%	80,841 60.30%
65歳以上 (高齢者人口)	9,927 8.30%	11,953 9.70%	14,899 11.90%	18,386 14.80%	22,651 18.10%	28,388 21.90%	34,173 25.70%	35,270 26.30%

※基準日は4月1日現在
住民基本台帳人口

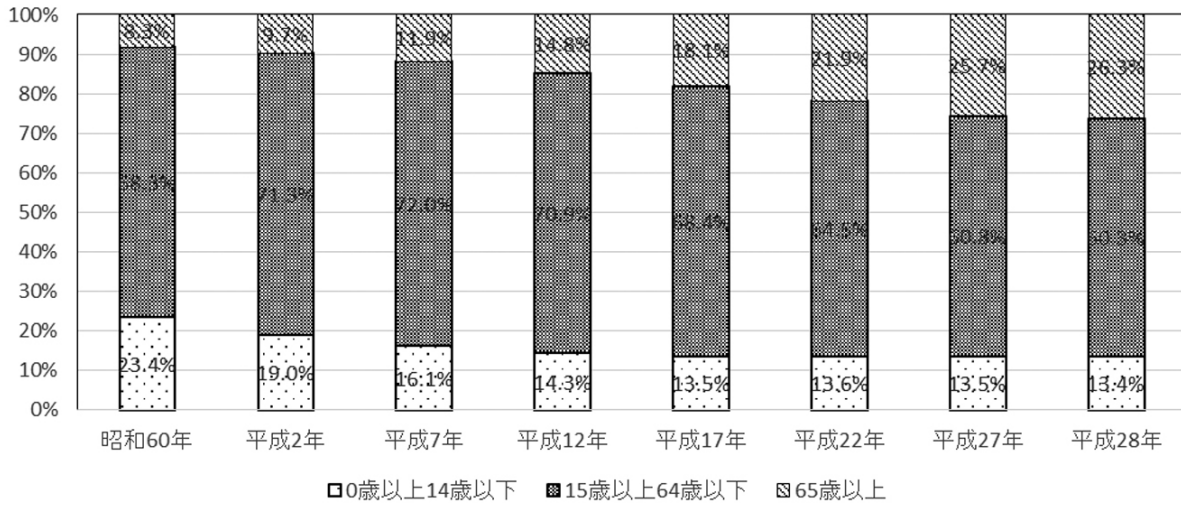


合計特殊出生率の推移



※人口動態調査による

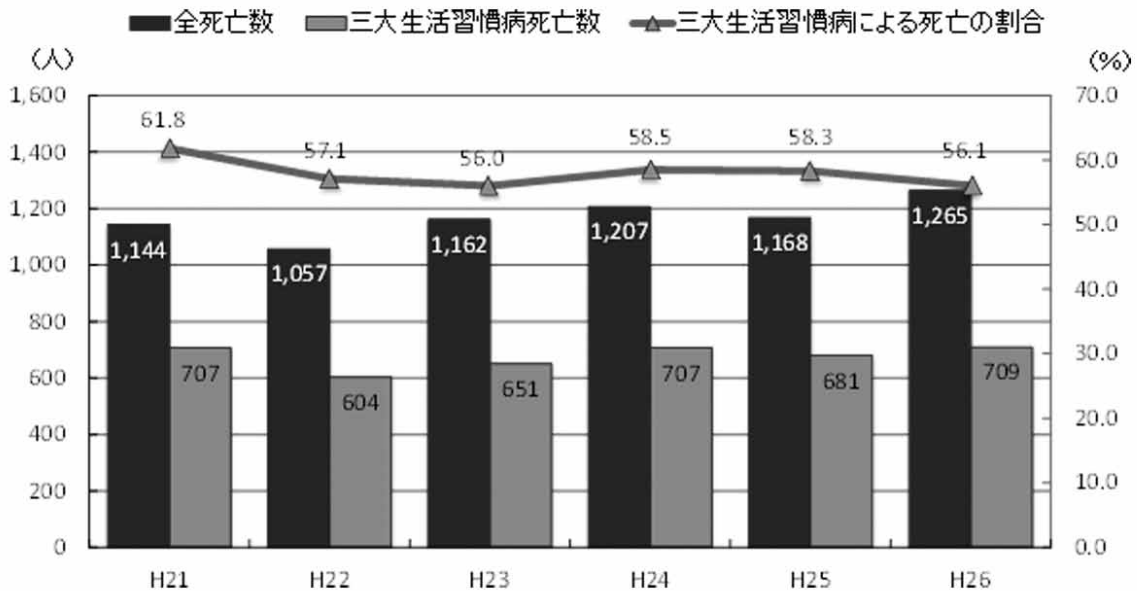
人口構成比の推移



3. 健康・医療の現状

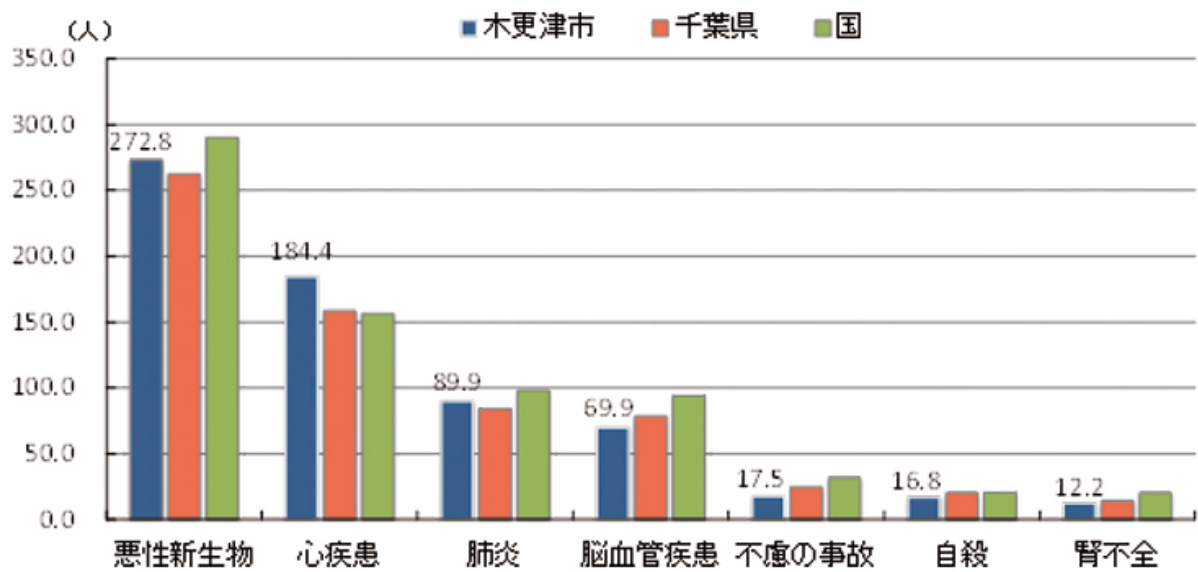
死因の現状

平成26年度の全死亡数1,265人のうち、「三大生活習慣病」である「がん（悪性新生物）」「心疾患」「脳血管疾患」で過半数（56.1%）を占めています。

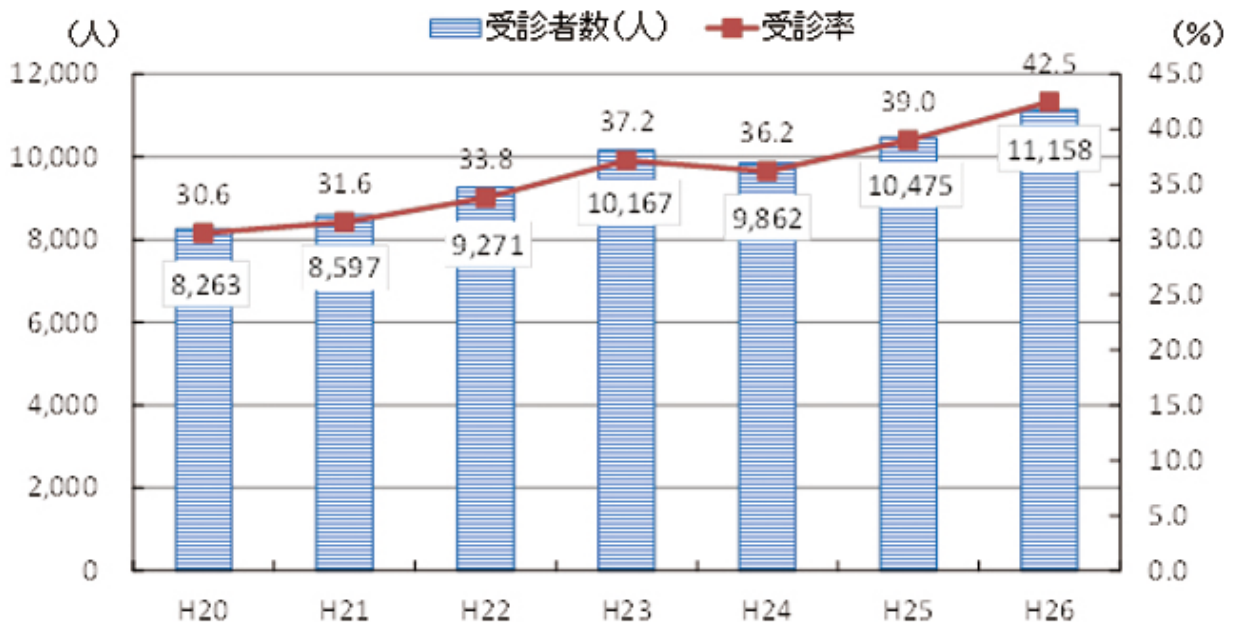


主要死因別死亡割合（人口10万対）

主要死因別死亡割合は、「がん（悪性新生物）」「心疾患」「肺炎」の順に多く、全国と同じ順位です。特に「心疾患」は、全国、県と比較しても死亡割合が多くなっています。



特定健康診査の受診者数と受診率の推移



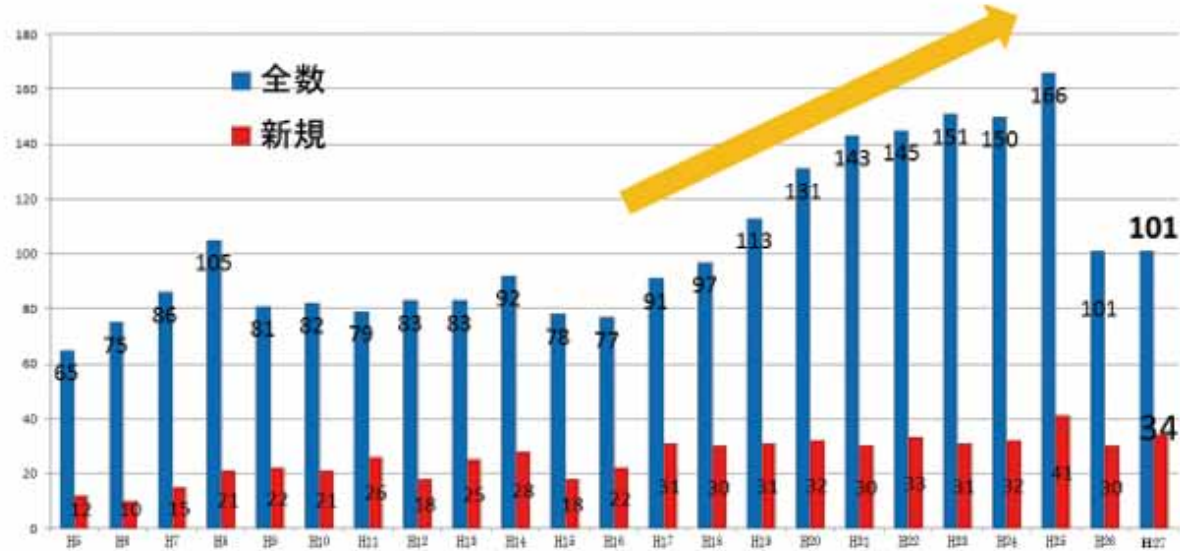
資料 「木更津市特定健康診査結果」

特定健康診査の受診率は、年々上昇傾向にありますが、目標としている60%は達成できていません。

健康診査の受診率向上のためには、新規受診者数を増やし、継続受診者数を維持する必要があります。

国保加入者のうち年間新規透析導入患者数の現状
 〈透析患者総数と新規透析導入患者の推移〉

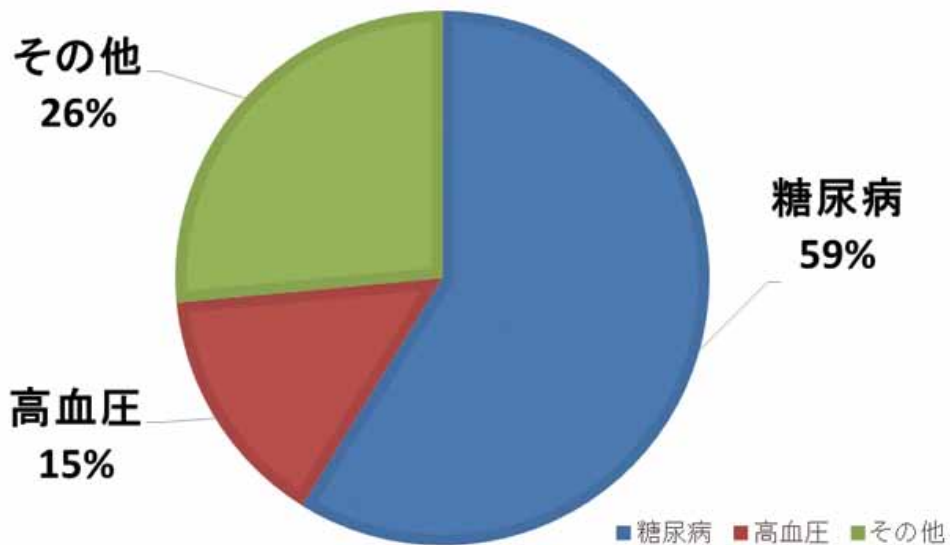
木更津市新規透析導入者の年次推移



※障害認定により後期高齢者医療に移行

資料 「国民健康保険特定疾病認定申請書」

木更津市新規透析導入者の主な原因疾患
 (平成 27 年度) 〈新規透析導入患者の原因疾患〉



資料 「国民健康保険特定疾病認定申請書」

本市の国保加入者のうち、新規透析導入患者は毎年 30 人前後で、透析者数全体が増加しています。新規透析導入患者の原因疾患は、高血圧と糖尿病で 7 割以上を占めています。

新規透析導入患者を減らすためには、「CKD ※診療ガイドライン」の CKD ステージに応じた腎専門医紹介基準に基づき、高血圧と糖尿病の発症・重症化予防に加え、医療機関と連携した対策を行うことが重要です。

※ CKD（慢性腎臓病）とは、腎臓の働きが健康な人の 60%以下に低下するか、あるいはタンパク尿が出るといった腎臓の異常が続く状態をいいます。

同規模平均・県・国との比較（平成 27 年度）

項目			木更津市		同規模平均		県		国		データ元 (CSV)	
			実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合		
1	① 人口構成	総人口	127,311		120,754		5,975,492		124,852,975		KDB_NO5 人口の状況 KDB_NO3 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題	
		65歳以上(高齢化率)	28,906	22.7	27,927	23.1	1,302,444	21.8	29,020,766	23.2		
		75歳以上	12,206	9.6			548,716	9.2	13,989,864	11.2		
		65～74歳	16,700	13.1			753,728	12.6	15,030,902	12.0		
		40～64歳	43,314	34.0			2,069,077	34.6	42,411,922	34.0		
		39歳以下	55,091	43.3			2,603,971	43.6	53,420,287	42.8		
	② 産業構成	第1次産業	3.5		3.9		3.1		4.2		KDB_NO3 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題	
		第2次産業	25.4		27.9		20.5		25.2			
		第3次産業	71.0		68.2		76.4		70.6			
	③ 平均寿命	男性	80.3		79.7		79.9		79.6		KDB_NO1 地域全体像の把握	
女性		86.7		86.4		86.2		86.4				
④ 健康寿命	男性	66.1		65.3		65.4		65.2		KDB_NO1 地域全体像の把握		
	女性	67.1		66.9		67.0		66.8				
2	① 死亡の状況	標準化死亡比 (SMR)	102.1		98.8		97.0		100		KDB_NO1 地域全体像の把握	
		男性	102.1		98.8		97.0		100			
		女性	104.9		100.3		101.6		100			
		死因	がん	348	47.2	35,938	48.6	16,035	48.3	364,251		49.0
		心臓病	242	32.8	19,435	26.3	9,660	29.1	196,557	26.4		
		脳疾患	91	12.3	11,986	16.2	4,787	14.4	118,229	15.9		
		糖尿病	18	2.4	1,434	1.9	610	1.8	13,800	1.9		
		腎不全	16	2.2	2,476	3.3	865	2.6	25,091	3.4		
		自殺	22	3.0	2,686	3.6	1,217	3.7	25,917	3.5		
	② 早世子防からみた死亡 (65歳未満)	合計	12.1						12.5		厚労省 HP 人口動態調査	
男性		14.8						15.5				
女性		8.9						9.0				
3	① 介護保険	1号認定者数(認定率)	5,508	18.5	580,989	20.2	239,580	18.1	5,602,383	20.7	KDB_NO1 地域全体像の把握 ※ 認定率等の集計要件は KDB システム 独自のものであるため、「高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」の数値とは異なります。	
		新規認定者	114	0.3	9,986	0.3	4,665	0.3	98,651	0.3		
		2号認定者	198	0.4	15,950	0.4	8,035	0.4	149,599	0.4		
	② 有病状況	糖尿病	1,493	25.3	124,443	21.6	50,386	20.1	1,241,024	21.4		
		高血圧症	3,079	52.7	290,296	50.7	111,257	44.4	2,865,466	49.7		
		脂質異常症	1,697	28.3	159,369	27.9	60,715	24.0	1,586,963	27.3		
		心臓病	3,380	58.0	330,969	58.0	125,486	50.2	3,261,576	56.7		
		脳疾患	1,275	22.0	150,263	26.2	55,589	22.3	1,455,985	25.4		
		がん	584	10.4	55,526	9.7	23,720	9.4	569,967	9.8		
		筋・骨格	2,943	50.5	283,299	49.9	106,433	42.5	2,813,795	48.9		
	精神	1,875	32.5	199,205	34.5	74,096	29.5	1,963,213	33.8			
	③ 介護給付費	1件当たり給付費(全体)	59,839		59,172		56,761		58,761			
		居宅サービス	38,335		39,988		39,073		39,562			
		施設サービス	280,182		283,414		279,951		284,402			
④ 医療費等	要介護認定別医療費 (40歳以上)	認定あり	7,701	7,853	8,236	8,011						
	認定なし	3,549	3,813	3,700	3,886							

4. 要介護・要支援者の状況

平成27年9月末現在の要介護・要支援の認定者数は、5,435人で、被保険者の認定率は15.69%となっています。

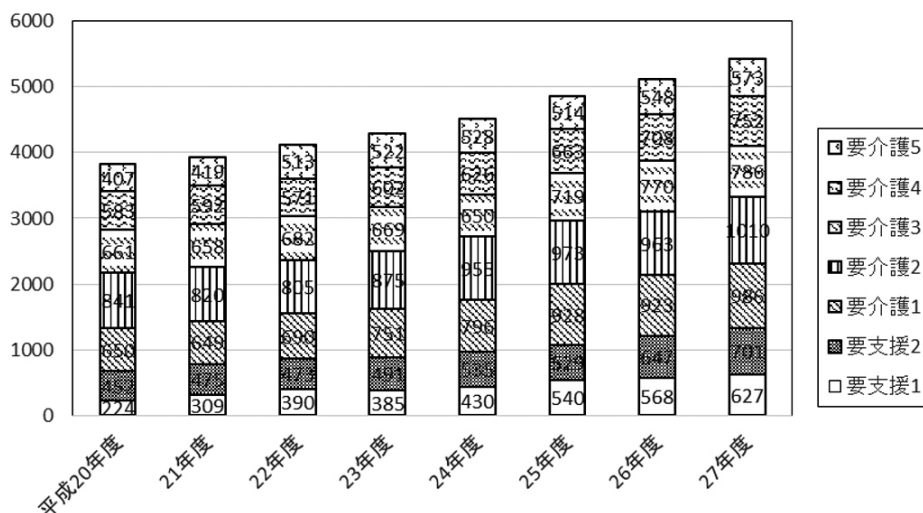
平成23年度と比べると要介護・要支援の全てで認定者数は増加傾向にあり、特に、要支援1、要支援2、要介護1の増加傾向が顕著であり、認定者の約4割を占めています。

一方、要支援1、要支援2や要介護1は比較的要介護度の低い人であり、これらの認定者の多くは、日常生活を送る力はあるものの、身の回りの世話の一部に何らかの介助や介護が必要な方々です。言い方を変えるならば、地域でのちょっとした助け合いによって、より安心できる生活が期待できる人といえます。

要介護・要支援者の状況（9月末現在）

		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	前年比
認定者数 (総数)	計	3,818	3,922	4,124	4,295	4,520	4,866	5,127	5,435	106.01%
	要支援1	224	309	390	385	430	540	568	627	110.39%
	要支援2	452	475	473	491	535	529	647	701	108.35%
	要介護1	650	649	690	751	796	928	923	986	106.83%
	要介護2	841	820	805	875	955	973	963	1,010	104.88%
	要介護3	661	658	682	669	650	719	770	786	102.08%
	要介護4	583	592	571	602	626	663	708	752	106.21%
	要介護5	407	419	513	522	528	514	548	573	104.56%
認定率	計	14.21%	13.96%	14.30%	14.56%	14.62%	15.05%	15.20%	15.69%	—
	要支援1	0.83%	1.10%	1.35%	1.30%	1.39%	1.67%	1.68%	1.81%	—
	要支援2	1.68%	1.69%	1.64%	1.66%	1.73%	1.64%	1.92%	2.02%	—
	要介護1	2.42%	2.31%	2.39%	2.55%	2.57%	2.87%	2.74%	2.85%	—
	要介護2	3.13%	2.92%	2.79%	2.97%	3.09%	3.01%	2.85%	2.92%	—
	要介護3	2.46%	2.34%	2.37%	2.27%	2.10%	2.22%	2.28%	2.27%	—
	要介護4	2.17%	2.11%	1.98%	2.04%	2.02%	2.05%	2.10%	2.17%	—
	要介護5	1.52%	1.49%	1.78%	1.77%	1.71%	1.59%	1.62%	1.65%	—

要介護・要支援者の状況



5. 障害のある人の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在における、本市に在住する障害のある人の手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者が 4,469 人、知的障害者療育手帳所持者が 882 人、精神保健福祉手帳所持者が 683 人となっており、平成 23 年 3 月 31 日現在と比較すると、実人数ではいずれの手帳所持者も増加しており、総人口比では、身体障害者手帳所持者が顕著な増加傾向を示し（平成 28 年：3.33%、平成 23 年：2.94%）、精神保健福祉手帳所持者は微増傾向を示しています（平成 28 年：0.51%、平成 23 年：0.34%）。

また、いずれの手帳所持者もご本人の高齢化の傾向が伺え、必然的に障害の重度化あるいは、その家族介護者の高齢化も課題となり、「親亡き後」の生活への不安もますます強くなってきているといえます。ご本人やそのご家族にとって、地域における自立生活の実現は、常に重要な課題となっており、障害のある人が、その人らしい自立した生活を送ることができるよう、地域での支え合いが求められています。

身体障害者手帳交付状況及び内部機能障害者の現状

肢体不自由 2,339 人に次いで、内部機能障害が 1,454 人と多く、平成 23 年度から年々増えている状況です。

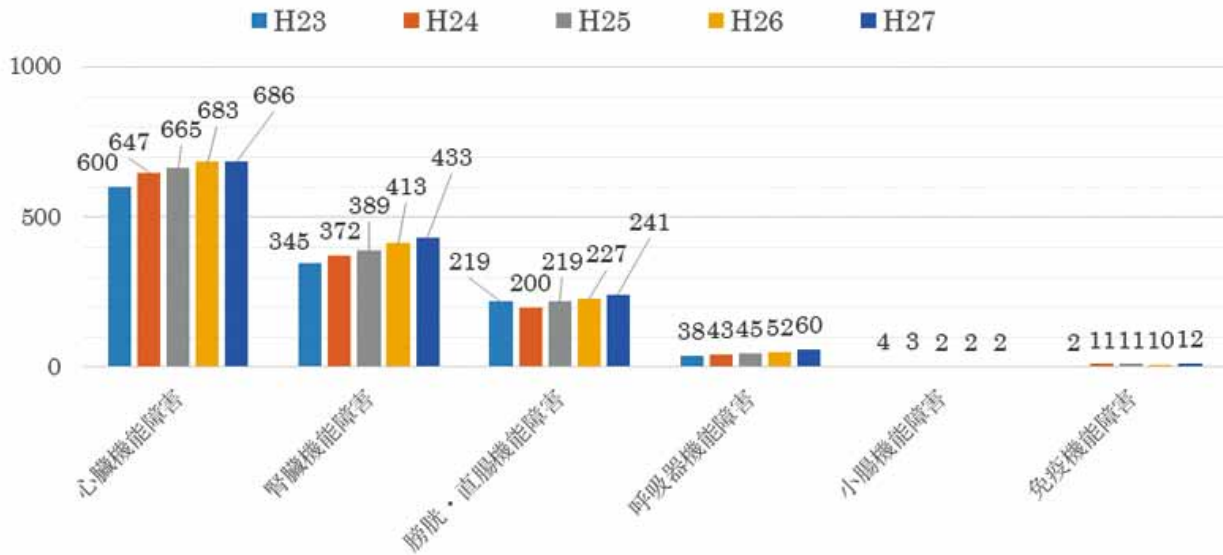
脳出血、脳梗塞の予防による肢体不自由、人工透析、心筋梗塞による内部機能障害を防ぎ、障害や介護に至らない「予防」の取組みが必要です。

身体障害者手帳の交付の状況（手帳所持者数）

年度	身体障害者数（手帳所持者数）					
	総数	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	言語障害	内部機能障害
H21	4,391	2,398	291	354	67	1,281
H22	3,833	2,086	233	293	70	1,151
H23	3,874	2,092	224	299	76	1,183
H24	4,119	2,210	232	315	75	1,287
H25	4,289	2,309	238	331	72	1,339
H26	4,384	2,336	236	343	72	1,397
H27	4,469	2,339	238	362	76	1,454

身体障害者手帳所持者で内部機能障害のある人の推移

内部機能障害の内訳では、「心臓機能障害」「腎臓機能障害」の順に多くなっています。腎臓機能障害には、人工透析者が含まれます。



資料：「福祉行政報告（各年3月末現在）」

手帳所有者の状況

平成28年3月31日現在

区分	総数	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	65歳以上の割合	総人口比
身体障害者	4,469人	98人	1,447人	2,924人	65.40%	3.33%
知的障害者	882人	237人	645人			0.66%
精神障害者	683人	20歳未満 12人	60歳未満 565人	60歳以上 106人	60歳以上 15.52%	0.51%

※総人口は、平成28年4月1日現在
住民基本台帳人口及び外国人登録者数の合計 134,029人

身体障害者手帳交付の状況

平成 28 年 3 月 31 日 (人)

区 分		身体障害者数 (手帳所持者数)	内 訳					
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害者	18 歳未満	1	1	0	0	0	0	0
	18～65 歳未満	74	27	20	6	4	13	4
	65 歳以上	163	73	37	12	15	16	10
	計	238	101	57	18	19	29	14
聴覚・平衡 機能障害	18 歳未満	15	0	6	1	2	5	1
	18～65 歳未満	108	23	39	8	9	9	20
	65 歳以上	239	11	28	34	63	0	103
	計	362	34	73	43	74	14	124
音声・言語 そしゃく 機能障害	18 歳未満	2	0	0	2	0	—	—
	18～65 歳未満	29	1	4	10	14	—	—
	65 歳以上	45	4	9	22	10	—	—
	計	76	5	13	34	24	—	—
肢体不自由	18 歳未満	63	49	7	3	4	0	0
	18～65 歳未満	794	193	162	118	184	80	57
	65 歳以上	1,482	288	268	263	487	122	54
	計	2,339	530	437	384	675	202	111
内部障害	18 歳未満	17	14	0	3	0	—	—
	18～65 歳未満	442	273	5	60	104	—	—
	65 歳以上	995	628	8	128	231	—	—
	計	1,454	915	13	191	335	—	—
合 計	18 歳未満	98	64	13	9	6	5	1
	18～65 歳未満	1,447	517	230	202	315	102	81
	65 歳以上	2,924	1,004	350	459	806	138	167
	計	4,469	1,585	593	670	1,127	245	249

療育手帳交付の状況

(人)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
重 度	18 歳未満	59	56	48	44	46
	18 歳以上	231	238	245	261	242
	計	290	294	293	305	288
中 軽 度	18 歳未満	122	148	176	163	191
	18 歳以上	280	291	310	343	403
	計	402	439	486	506	594
合 計	18 歳未満	181	204	224	207	237
	18 歳以上	511	529	555	604	645
	計	692	733	779	811	882

資料：各年度 3 月末現在

精神障害者保健福祉手帳交付の状況

(人)

区分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
1 級	18 歳未満	—	—	2	2	
	20 歳未満					3
	18～65 歳未満	26	41	30	33	
	20～65 歳未満					54
	65 歳以上	37	21	35	42	32
	計	63	62	67	77	89
2 級	18 歳未満	3	3	0	2	
	20 歳未満					7
	20～65 歳未満	240	267	238	277	
						352
	65 歳以上	49	21	74	82	63
	計	292	291	312	361	422
3 級	18 歳未満	0	2	3	2	
	20 歳未満					2
	18～65 歳未満	58	85	96	106	
	20～65 歳未満					159
	65 歳以上	3	3	11	12	11
	計	61	90	110	120	172
4 級	18 歳未満	3	5	5	6	—
	20 歳未満				0	12
	18～65 歳未満	324	393	364	416	—
	20～65 歳未満				0	565
	65 歳以上	89	45	120	136	106
	計	416	443	489	558	683

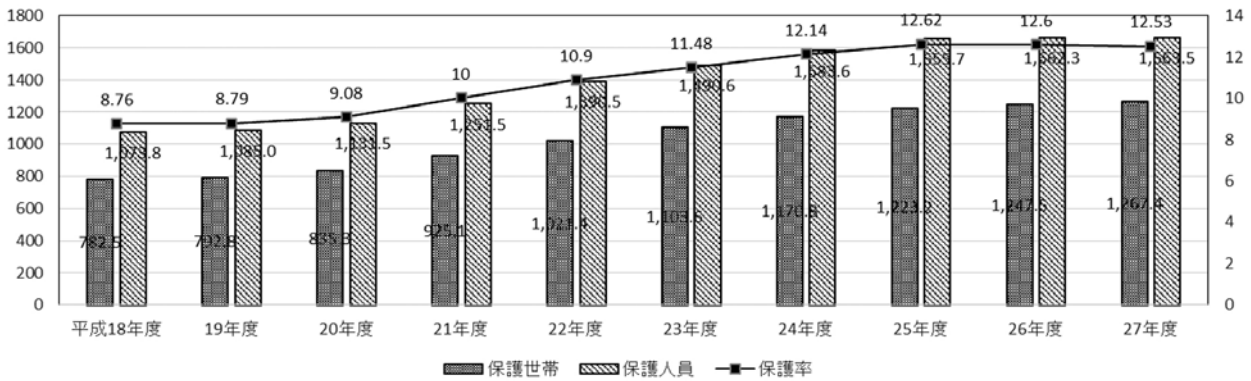
資料：各年度 3 月末現在

6. 生活困窮者の状況

本市における生活保護受給人員、世帯数、保護率は年々増加傾向にあり、平成 27 年度平均では、保護人員 1,633.5 人、保護世帯数 1,267.4 世帯、保護率 12.53%となっています。保護受給世帯全体に占める世帯類型別での割合では、最も多いのは「高齢者世帯」で、「傷病世帯」がこれに続いています。また、いわゆる稼働年齢層が含まれているとされる「その他世帯」の増加もうかがえます。

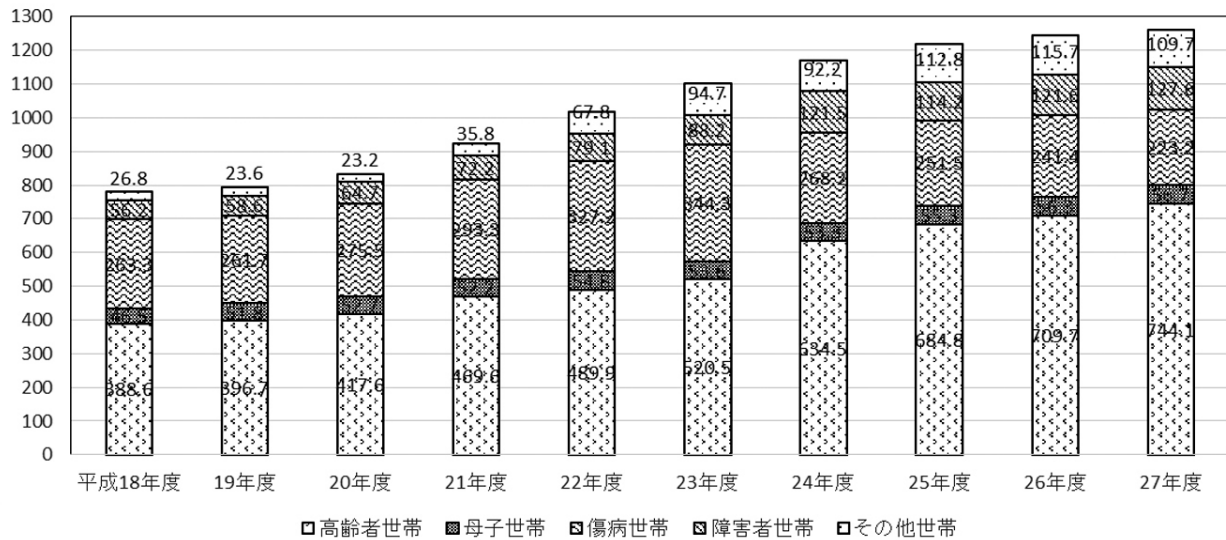
平成 27 年度に施行となった生活困窮者自立支援法に基づく、本市における生活困窮者自立支援の状況では、平成 27 年度の 1 年間に 129 件の相談があり、男性からの相談が比較的多く（男性 72 名 56%、女性 53 名 41%）、また、年齢別では、特に 40 歳代、50 歳代と 65 歳以上の方からの相談が多くありました。

生活保護人員・世帯数・保護率の推移



※各年度の数値は年度平均の数値である。
 ※保護世帯及び人員には、停止世帯・停止人員を含む。

世帯類型別保護世帯数の推移



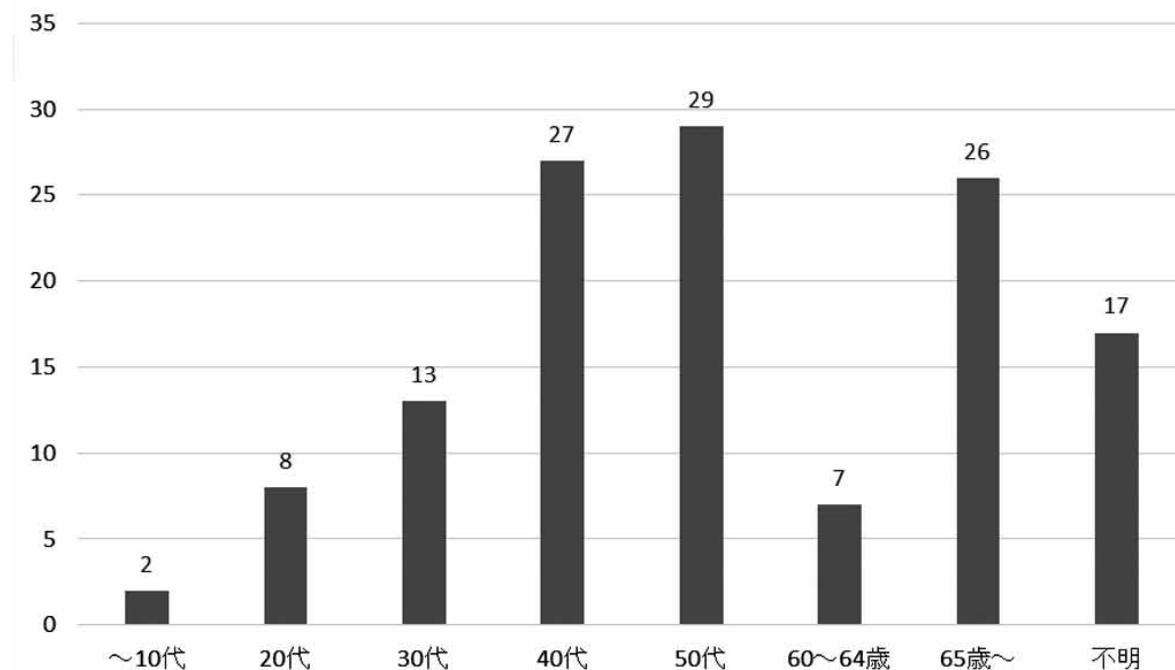
※各年度の数値は年度平均の数値である。
 ※保護世帯及び人員には、停止世帯・停止人員を含む。

生活困窮者自立支援の状況（平成 27 年度）

新規相談総件数（本人未特定の相談含む）

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計	
相談受付総数		15	10	14	8	11	9	13	5	15	11	5	13	129	
うち	性	男性	7	5	7	4	7	4	7	3	8	5	3	12	72
		女性	6	5	7	4	4	5	6	2	7	4	2	1	53
		不明	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4
	年齢	～10代	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
		20代	1	1	2	0	0	0	0	1	0	1	0	2	8
		30代	1	2	0	1	4	0	0	0	3	0	0	2	13
		40代	0	1	3	3	1	3	4	1	2	4	1	4	27
		50代	4	4	3	3	3	1	4	0	2	2	1	2	29
		60～64歳	2	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	7
		65歳～	2	0	3	1	2	4	4	2	3	1	3	1	26
不明	5	0	1	0	0	1	1	1	5	1	0	2	11		

年齢別相談件数（平成 27 年度）



7. 高齢者世帯の状況

わが国では、高齢化、核家族化、都市化や過疎化などの進行、あるいは、集合住宅に居住する高齢者の増加に伴い、単身高齢者世帯や高齢者のみで構成される世帯が急増し、高齢者の孤立生活が特別なものではなく、一般的なものになりつつあると言われていています。特に、単身高齢者世帯の地域生活の支援は、今後重要な課題となることが予想されています。

本市の単身高齢者世帯数、高齢者のみで構成されている世帯数は、平成 27 年の国勢調査によると 11,257 世帯あり、市内の世帯数の 20.5% を占めています。今後、単身高齢者世帯、高齢者のみで構成されている世帯はますます増加し、孤立化が進行することが推測されます。

孤立化を防ぐことは、安心・安全な社会を築くうえでも重要であり、そのため、民生委員・児童委員を始めとした地域の見守り活動の活性化、低下した地域のコミュニティ意識の掘り起こし等が求められています。

単身高齢者世帯、高齢者のみで構成されている世帯

	世帯数	65 歳以上 単身世帯 (A)	夫婦とも 65 歳以上の世帯 (B)	(A+B)	世帯に占める (A+B)の割合
平成 2 年国勢調査	38,654	957	1,025	1,982	5.13%
平成 7 年国勢調査	41,056	1,475	1,448	2,923	7.12%
平成 12 年国勢調査	43,251	2,067	2,182	4,249	9.82%
平成 17 年国勢調査	44,370	2,912	3,143	6,055	13.65%
平成 22 年国勢調査	50,042	3,995	4,355	8,350	16.69%
平成 27 年国勢調査	54,827	5,458	5,799	11,257	20.53%

※平成 27 年度国勢調査の世帯数は一般世帯

8. 木更津市の福祉関係予算の状況

本市の福祉関係予算は、少子高齢化の進展や生活困窮者の急増、福祉施策の拡充等により年々増加しています。また、一般会計全体に占める割合も、31.7%と割合が大きくなっています。併せて、特別会計である介護保険事業も、要介護認定者の増加や介護予防サービスの拡充などにより年々増加しています。

このような傾向は今後も続くものと見込まれるため、福祉施策を推進するにあたっては、保健からの予防対策をしていくとともに限られた財源の効率的、効果的な活用が求められています。

福祉関係予算の状況

単位：金額 千円、割合 %

年 度	一 般 会 計				特別会計 (介護保険)
	全体 A	うち民生費 B	うち福祉部 C	割 合 B / A	
平成 14 年度	31,812,652	6,195,845	5,460,575	17.2	3,770,969
平成 15 年度	35,937,264	7,180,399	5,958,115	16.6	4,129,782
平成 16 年度	36,676,295	7,607,864	6,529,664	17.8	4,701,655
平成 17 年度	30,468,128	7,969,077	6,839,824	22.4	5,008,829
平成 18 年度	30,259,975	8,042,703	7,054,721	23.3	5,166,482
平成 19 年度	31,813,878	8,806,550	7,664,888	24.1	5,619,332
平成 20 年度	33,948,275	9,756,994	7,969,369	23.5	5,749,862
平成 21 年度	36,145,327	9,676,934	8,102,699	22.4	5,977,104
平成 22 年度	36,047,351	11,968,013	10,065,605	27.9	6,232,247
平成 23 年度	36,202,624	12,986,818	10,987,189	30.3	6,558,109
平成 24 年度	38,402,585	14,078,013	11,832,698	30.8	7,142,453
平成 25 年度	41,844,517	14,398,897	12,263,071	29.3	7,757,076
平成 26 年度	41,059,065	14,985,467	12,743,810	31.0	8,247,816
平成 27 年度	40,951,596	15,849,482	12,998,135	31.7	8,503,527

※ C の福祉部予算は、現在の福祉部 4 課（社会福祉課、障害福祉課、高齢者福祉課、子育て支援課）の事務に係る決算額を計上。

第2節 住民意識調査の結果と調査結果からの課題

1. 住民意識調査の目的

木更津市地域福祉計画については平成24年度から平成28年度まで、木更津市地域福祉活動計画については平成25年度から平成28年度までをそれぞれ計画年度としており、両計画とも今年度が最終年度となることから、計画の見直しを進めるにあたり、市民の皆様の声を両計画に反映させる目的で住民意識調査を実施しました。（詳細は別冊資料）

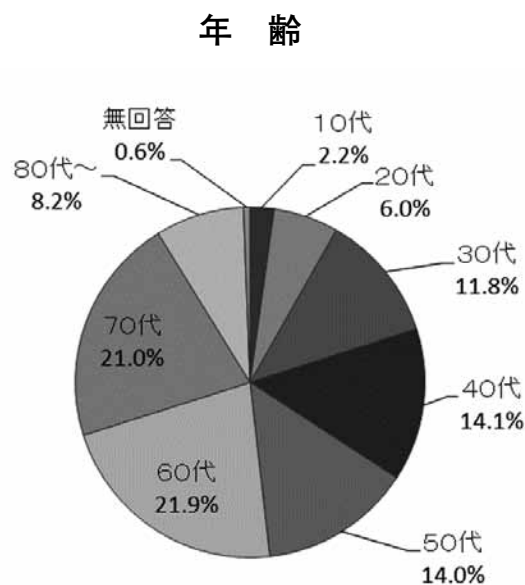
2. 調査の概要

- 実施主体：木更津市
- 調査地域：木更津市全域
- 調査対象：市在住16歳以上の男女（それぞれ約1,000名を無作為抽出）
- 調査方法：郵送によるアンケート調査
- 調査期間：平成28年9月から10月まで
- 調査票総数：2007件
- 有効回答数：934件（有効回答率46.5%）

3. 調査の結果（概要）と調査結果からの課題

（1）基本属性

回答者の「年齢（全体）」では、70歳代（21.0%）、60歳代（21.9%）、50歳代（14.0%）、40歳代（14.1%）、30歳代（11.8%）、20歳代（6.0%）、10歳代（2.2%）と、80歳代を除き、年齢が低下するほど、回答者の割合が低くなっています。



(2) 地域で問題と感じていること

地域で起きている問題の「あてはまるものすべて」と「最も重要なもの1つ」の両方で「防犯、防災」41.1%と最も高く、多くの住民が強い関心を持っていることが明らかとなりました。昨今、わが国では東日本震災以降、熊本、広島、鳥取と災害が続いています。また、大雨による災害など、私たちはいつ、災害に襲われるかについて、不安を抱えています。避難訓練など防災に関するイベントを行なうには適切な時期といえます。

次に「高齢者に関する問題」(34.8%)「ひとり暮らし高齢者の増加」(26.7%)など高齢者に関する項目が上位を占めています。防災に関連して、高齢者の状況等の実態把握が必要となっています。

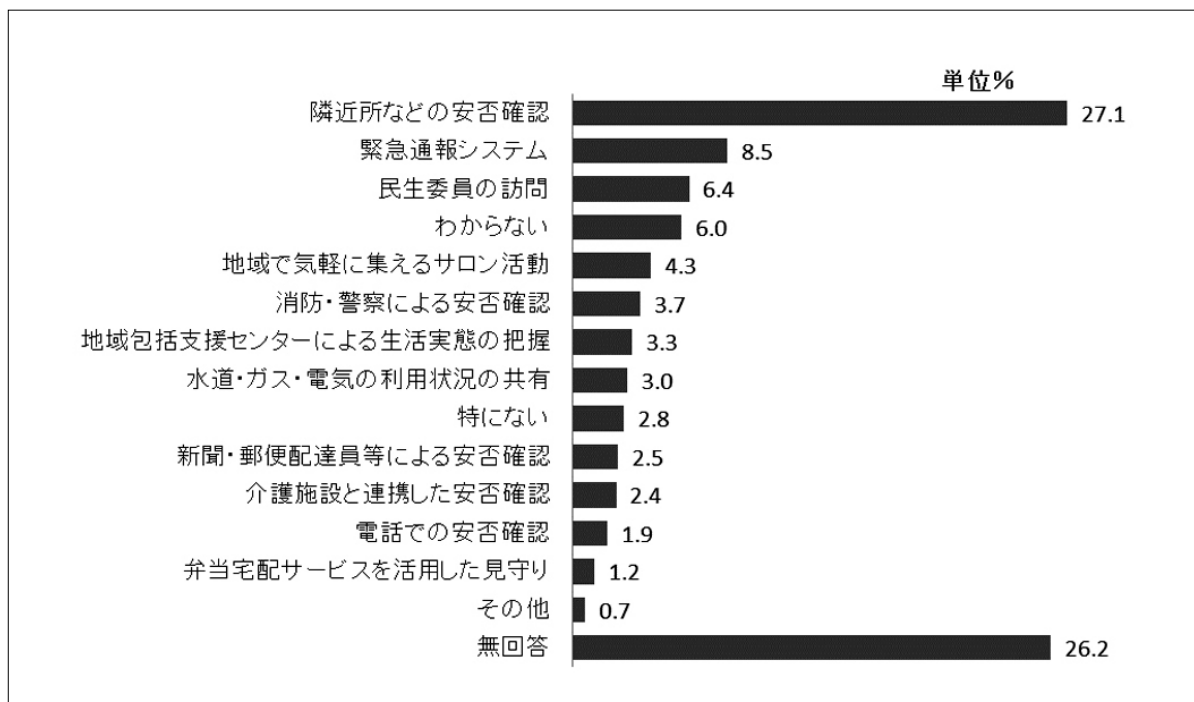
また「心配ごとを誰にも相談できない人がいる」(8.1%)「適切な情報が得られない人がいる」(9.9%)など支援が必要であるにもかかわらず、行き届いていない人々がいることが浮びあがってきました。こうした人々の存在は地域住民の身近な目だからこそ、明らかになったことです。この結果を踏まえ、アウトリーチを必要とする人々の実態把握が重要な課題となっています。

地域で、いま何が問題と感じていますか（全体）

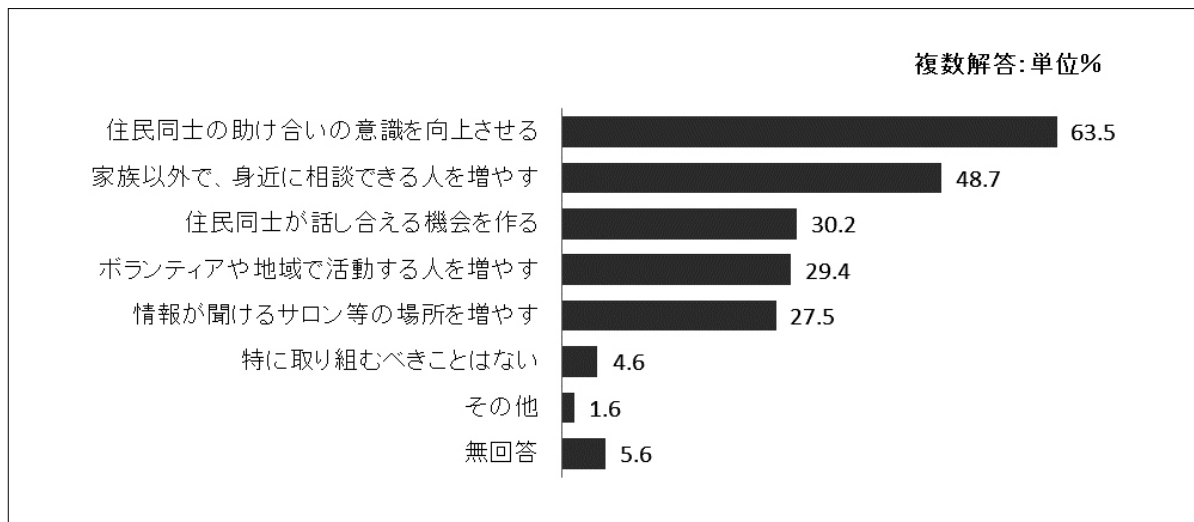


「孤立した生活にならない有効な方法（最も問題だと思うもの）」では、「隣近所などの安否確認」が重要との回答が最も多く、これを年齢別でも全ての年代（10歳代～80歳代）で最も多く回答されました。また、「地域福祉の推進のために市民が取り組むべきこと」として、「住民同士の助け合いの意識を向上させる」「家族以外で、身近に相談できる人を増やす」、「住民同士が話し合える機会をつくる」の回答が多くありました。市民と市や市社会福祉協議会など関係機関、団体と協働して、住民同士の助け合いの仕組みの充実に取り組むことが重要な課題となっています。

『孤立』した生活にならない有効な方法 (最も問題だと思うもの)



地域福祉の推進の為に市民が取り組むべきこと



第3節 地区懇談会・福祉団体等ヒアリングの結果とそこから見えてくる課題

1. 地区懇談会の目的

木更津市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定へ向けて、日常生活における福祉的な課題を明らかにするとともに、地域住民がどのようなことに関心をもっているのか、どのようなことを課題と感じているのかなどを伺い、併せて、これらの課題の理解と両計画への理解などを目的に、市内15地区で、平成28年8月下旬から開催しました。

(詳細は別冊資料)

No.	期 日	地区名	会 場	参加人数
1	平成28年8月28日	請西・真舟小地区社会福祉協議会	真舟集会所	45名
2	平成28年9月1日	一中東部地区社会福祉協議会	稲荷森公会堂	30名
3	平成28年9月2日	太田中学校区社会福祉協議会	清見台公民館	20名
4	平成28年9月10日	二小地区社会福祉協議会	福祉会館	40名
5	平成28年9月10日	一中西部地区社会福祉協議会	中央公民館	30名
6	平成28年9月11日	岩根西地区社会福祉協議会	岩根西公民館	50名
7	平成28年9月13日	波岡西地区社会福祉協議会	畑沢公民館	15名
8	平成28年9月14日	岩根東地区社会福祉協議会	岩根公民館	25名
9	平成28年9月16日(1回目) 平成28年10月14日(2回目)	三中学区社会福祉協議会	清見台一丁目集会所	30名
10	平成28年9月17日	金田地区社会福祉協議会	金田公民館	20名
11	平成28年9月30日	清川地区社会福祉協議会	東清公民館	12名
12	平成28年9月30日	鎌足地区社会福祉協議会	鎌足公民館	17名
13	平成28年10月1日	中郷地区社会福祉協議会	中郷公民館	24名
14	平成28年10月1日	波岡東地区社会福祉協議会	波岡公民館	40名
15	平成28年10月5日	富来田地区社会福祉協議会	富来田公民館	27名

2. 地区懇談会の結果とそこから見えてくる課題

(1) 防災・防犯、災害時の対応について

防災・防犯については、その体制や情報の共有、災害時の対応については、特に一人暮らし高齢者や障害者などのいわゆる避難行動要支援者への支援などが課題として多く挙げられ、その対応として、避難場所の整備や自主防災組織の組織化、防災訓練等の機会の拡充、防犯のための空き家対策、声掛け活動の展開、避難行動要支援者の情報の共有などが求められています。

(2) 在宅福祉サービスの充実について

一人暮らし高齢者や障害者を介護する高齢の親、認知症高齢者の増加、また、それらの方々の閉じこもり傾向や、介護者の介護疲れなどが課題として多く挙げられ、既存の在宅福祉サービスの拡充や、サロンなど交流の機会や場の拡充、支援を必要としている方々の情報の共有などが求められています。

(3) 子ども・子育てについて

地域に子どもたちが少なく、また、その子どもたちの遊び場の少なさ、あるいは子どもたちやその親と地域住民との接点の少なさなどが課題として多く挙げられ、子ども会等の組織化、空き教室の利用による子どもたちや、その親との交流促進、地域住民と市や学校の連携による地域での教育の拡充などが求められています。

(4) 買い物や交通手段について

近くにスーパーやコンビニエンスストアなど気軽に買い物ができる店がないことや、買い物や通院をする際の交通手段の不便さなどが課題として多く挙げられ、巡回バスなど交通手段の整備や拡充、支援団体の組織化、問題や対策の検討と共有などが求められています。

(5) 世代間交流について

若い世代との関係の希薄化、隣近所との交流の少なさ、若い世代の市外への流出などが課題として多く挙げられ、空き家を活用したサロン開設やお祭りやイベントなどの開催による交流の機会と場の拡充、住民と市や関係団体との連携による魅力ある街づくりへの取り組みなどが求められています。

(6) 自治会・町内会、地区社会福祉協議会の運営について

自治会・町内会の会員の高齢化と活動の衰退、若い世代の未加入者の増加、役員のなり手不足などが課題として多く挙げられ、自治会・町内会と市との連携により、広報周知など会員増への取り組みの強化が求められています。

(7) 空き家対策について

空き家対策については、その数の増加、あるいは、防災や防犯上の課題としてや、庭や草木の荒れなど景観上の課題として多く挙げられ、その対応として、地域住民による巡回や整備、交流の場としての有効活用、市や関係団体と共同した管理などが求められています。

(8) 個人情報保護について

個人情報保護の観点から、地域の支援を必要としている高齢者や障害者の情報が得られない、情報が得られないことにより活動が制限される、市や民生委員との情報の共有ができていないなど多く挙げられ、対応策として地域で顔のわかる関係になる取り組みや、情報の共有について具体的な対応が求められています。



地区懇談会の様子



3. 福祉団体等ヒアリングの目的

木更津市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定へ向けて、高齢者や障害者などに関する福祉団体から団体の状況や活動の課題などを両計画に反映させる目的で、計 19 団体へのヒアリングを平成 28 年 9 月中旬から開催しました。（詳細は別冊資料）

〈ヒアリング実施団体一覧〉

【高齢者団体】木更津市老人クラブ連合会

【障害者団体】木更津市身体障害者福祉会 木更津市手をつなぐ親の会

【保育団体】桜井保育園 吾妻保育園 中郷保育園 わかば保育園

祇園保育園 鎌足保育園 請西保育園 ふくた保育園

岩根保育園 久津間保育園 長須賀保育園 さとの保育園

木更津社会館保育園 木更津むつみ保育園 ゆりかご保育園

【商工団体】木更津商工会議所

4. 福祉団体等ヒアリングの結果とそこから見えてくる課題

(1) 人材の確保について

各福祉団体からは、特に人材不足、人材の確保が大きな課題として多く挙がりました。例えば、保育士の確保自体が困難であり、また、様々な事情による休職、退職などがあること、あるいは当事者団体などへの会員新規加入が減少していることなどが課題となっています。

(2) 施設の老朽化について

特に保育団体からは、保育園の施設の老朽化、駐車スペースの確保の困難さなどが課題として多く挙がりました。例えば、混雑する送迎時に職員が誘導などを行わなければならない、負担となっています。

(3) 市民への啓発について

各福祉団体からは、市民の理解不足による様々な影響、例えば、保育園に苦情がくる、車いす駐車スペースに一般車両が駐車しているなどがあり、市民の理解促進のための啓発活動が課題として多く挙がりました。

(4) 避難行動要支援者支援への取り組み

各福祉団体からは、避難行動要支援者への支援の取り組みに関する課題が多く挙がりました。個人情報保護による情報把握の困難さがあることや、誰をどのように避難誘導するのかといった理解や訓練の必要性、また、関係機関、団体との協力体制や定期的な協議の場などが課題としてあり、その具体的な対応が求められています。

第4節 福祉施策の現状と課題

I 地域の生活課題に対応したサービス

1. サービス相談窓口の充実

サービス相談窓口として、市役所や地域包括支援センター、保健所、児童相談所などの公的な相談窓口と、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、NPO、福祉施設などの地域の相談窓口がありますが、個人情報の保護が求められている現在、相談者のプライバシーに配慮した取り組みを行う必要があります。

多様化している福祉に関する相談に対応していくために、福祉サービスに関する窓口の一元化、すなわち、「対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築」に努めるなど、相談機能の充実を図り、組織的な相談体制づくり、情報提供を推進する必要があります。



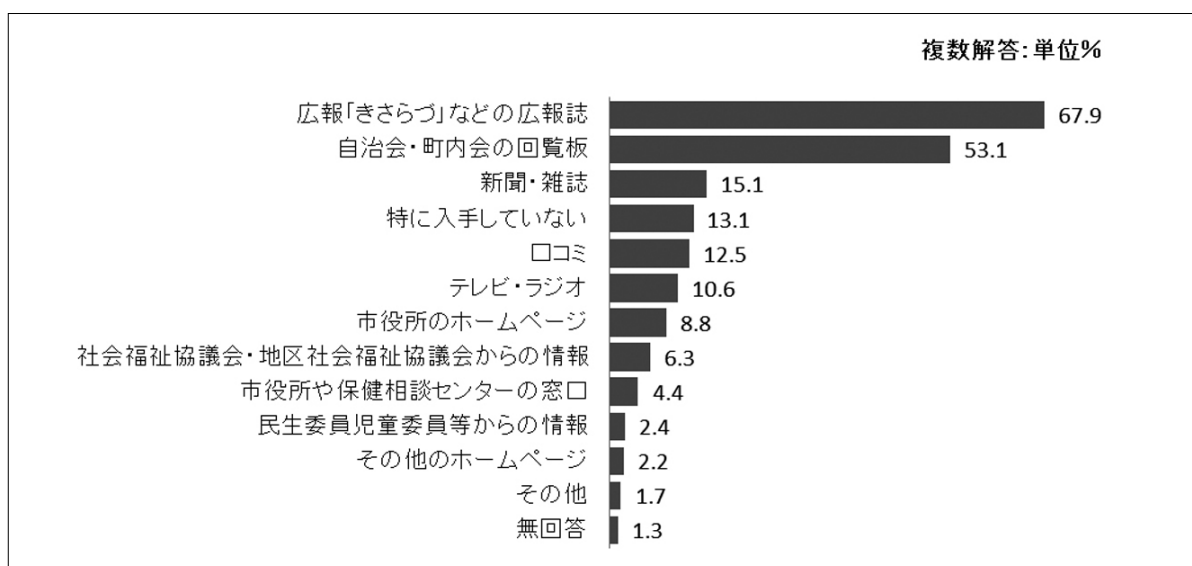
各種相談事業

木更津市社会福祉協議会では、心配ごと相談、結婚相談、法律相談など各種相談事業を行っています。

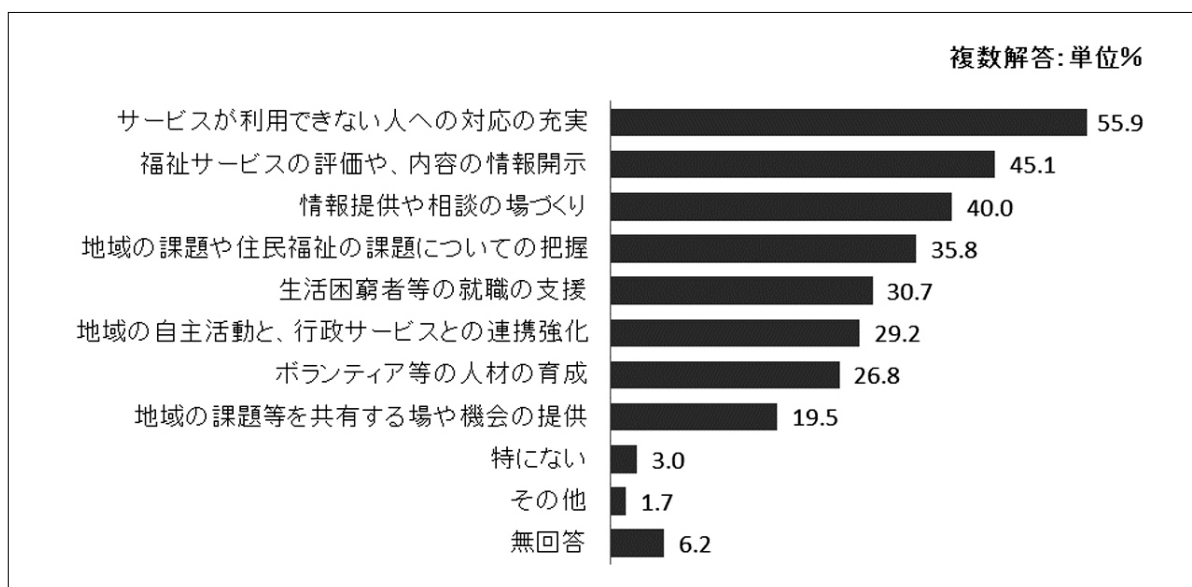
2. 制度の情報提供

情報発信の方法として、市の広報やホームページ、コミュニティ放送などが情報媒体として大きな役割を果たしている一方で、今回実施した住民意識調査結果からは、市民は市の「広報きさらづ」、市社会福祉協議会の広報誌「福祉きさらづ」、回覧板や口コミなどにより情報を入力しており、また、市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会に求める取り組みとして広報活動の充実と情報を得る場を求めていることが分かります。高齢者や障害者を含め、市民の誰もが情報を得られるように、情報の内容をより一層充実させるとともに、より分かりやすい情報と多様な方法での情報提供をすることが必要です。

福祉・保健分野の情報を知る方法



地域福祉推進のために市が取り組むべきこと



※木更津市地域福祉計画策定のための住民意識調査より (N=934)

3. 必要なサービスを提供するための仕組みづくり

地域には、障害のある人の自立支援に関する問題、子どもや高齢者等への虐待に関する問題など、様々な課題が存在します。

本市では、各種サービスの提供や相談業務、民生委員・児童委員などの活動を通じて、福祉ニーズの把握や地域の課題の把握に努めています。また認知症等高齢者見守り事業の実施により、単身高齢者や高齢者夫婦の世帯などの実情の把握に努めています。

しかし、地域課題や求められる福祉サービスが複雑かつ多様化する中で、よりきめ細かいサービスを提供するためには、総合的な相談窓口の設置、すなわち「対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築」と、支援を必要としている人とサービスを提供する人との調整役となる「コミュニティソーシャルワーカーの配置」が求められています。また、地域福祉活動を行っているボランティアやNPOと地域住民との連携がより一層重要となっています。

4. 福祉サービスを支える仕組みの充実

安心して福祉サービスを利用していくためには、問題が生じたとき、その原因を明確にし、的確に対応することが必要です。

そこで、福祉サービスや地域での困りごとなど、様々な要望や不満、苦情などを聴き、解決を図っていくための仕組みづくりが求められています。

市内4ヶ所にある地域包括支援センターでは、高齢者やその家族の様々な相談に応じるほか、介護が必要な状態にならないよう支援するなどして、地域の高齢者に対するお手伝いをしています。

また、高齢化や障害により、判断能力が不十分であると、福祉サービスを十分に活用できないという問題や、身の回りのことや金銭管理ができないなどの生活上の課題がある場合でも、不利益を受けないような仕組みづくりを行っていく必要があります。例えば、成年後見制度について、情報提供や活用方法などの支援を行い、誰もがわかりやすく使いやすいものにしていくことが求められています。

本市社会福祉協議会が窓口となる日常生活自立支援事業は、成年後見制度を補完する事業として機能しています。

5. 高齢者や障害のある人など当事者組織への支援

本市には、高齢者や障害のある人などから構成される、様々な当事者組織があります。各組織は、日ごろから当事者同士の交流や生きがいがづくり、情報の共有を目的に、公民館や福祉施設を拠点に活動をしています。

本市では、木更津市地域自立支援協議会において当事者組織の方を構成員として当事者の立場から意見を伺っております。

障害のある人やその家族などは、同じ障害のある人に相談することによって、抱えている問題が解決したり精神的な負担が軽減したりすることが多くあります。また、自立した生活や社

会参加を促すなど、その意義と役割は大変重要です。

しかし、福祉団体等ヒアリングでは、新規加入者の低下、市民の理解を促進する啓発活動の充実、避難行動要支援者への支援の取り組みの充実などが課題として挙がっており、組織活動への支援とPRなどが必要です。

6. 健康づくり、介護予防、生きがいづくりへの支援

人口の高齢化や生活習慣の変化により生活習慣病を有する市民が増加しており、心疾患による死亡割合が全国、県と比較して多い実態や、本市の国保加入者のうち、新規透析患者は毎年30人前後で、透析者数全体が増加しています。さらに、新規透析導入患者の原因疾患は、高血圧と糖尿病で7割以上占めています。

全ての市民が健康でいきいきと活躍できるためには、病気にならないための「疾病予防」と病気になり治療をしても悪くならない「重症化予防」、高齢になっても介護が必要とならない「介護予防」が必要です。

上記の課題を解決するためには、乳幼児時期からよりよい生活習慣を身につけることの大切さを理解し、行動できる子どもを増やす教育、健診を受けることを習慣化し、自分の健康を意識し食事や運動などの生活習慣を改善できる働き世代を増やすこと、持病があっても悪化することを予防できる高齢者を増やすことが必要です。

さらに、介護の認定を受けている人も、疾病の再発予防、認知機能維持など、介護度を悪化させないための支援が必要です。

住民意識調査では、「家庭生活で不安なこと」について尋ねたところ、最も多かったのが、「身の回りのことが、いつまでも自分でできるかわからない」で次に多かったが「経済的に生活できるか不安」、「介護や必要な家族を家庭で介護できるか自信がない」でした。多くの市民が、自分や家族の健康や生活について悩み不安を抱えている実情が伺えます。さらに、市民が市社会福祉協議会に求めているものは、「サービスが利用できない人への対応の充実」、「介護保険、障害者総合支援法によるサービスの充実」「制度以外の在宅福祉サービスの充実」などであり、生活を支える公的サービス、地域での支援等、生活支援の充実が必要です。

市民の健康寿命と健康格差の縮小を図るためには、乳幼児期から高齢者までの生涯にわたる心身の健康づくりを担う「保健分野」と子育て、高齢者、介護にかかる生活支援の「福祉分野」とが共通認識をもちながら連携し、市民との協働した取り組みを推進していくことが必要です。

7. 地域における子育ての支援

核家族化の進行や共働き家庭の増加、家族形態の変化、地域住民相互のつながりの希薄化などにより、子どもや子育て家庭を取りまく環境が変化し、家庭や地域での子育て機能や家庭教育力の低下、保護者の育児不安・ストレスの増大等が指摘されており、各種の子育て支援サービスの充実が求められています。

平成24年8月に「子ども子育て関連三法」が成立し、平成27年4月より「子ども子育て支

援新制度」が施行されています。

社会全体で、子ども子育てを支援するという考え方にに基づき、子どもを生き育てやすい環境の整備と共に、地域の子ども子育て支援事業の展開を図ることが求められています。

さらに、近年では生活困窮者支援方策に取り組むこととなっており、特に貧困家庭の子どもの学習支援、その家族への支援が求められています。

地区懇談会においても、子育てに悩んでいる親の相談する場や交流する機会の充実、あるいは一人親家庭を心配する声が多く聞かれました。

本市では、切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策、子育て支援事業や各種保育サービスと連動させ、妊娠から出産、子育てまでの一貫した支援を通じて、育児不安や育児ストレスの解消、子育て世代にある親子を高齢者など異なった世代とのつながりを図っていきます。

また一方では、生活困窮にある子どもたちへの学習支援についても取り組みます。今後も、地域子育て支援センターを拠点に、きめ細かな子育て支援事業を展開し、地域で孤立させない育児、子どもがのびのびと生まれ、安心して子育てができる地域づくりを推進します。



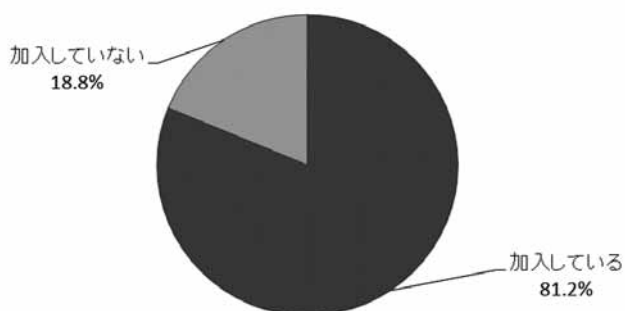
Ⅱ 地域での助け合い・支え合い

1. 地域コミュニティの活性化

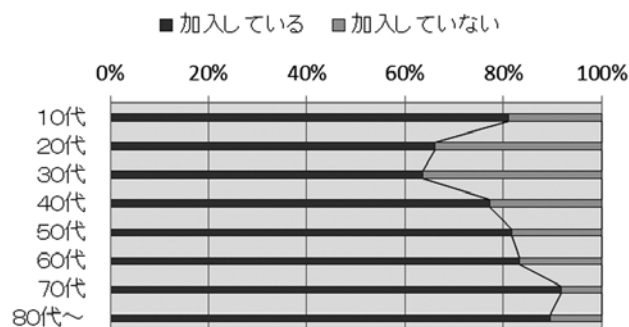
地域には自治会・町内会をはじめ様々なコミュニティがあり、こうした地域コミュニティの活動が、地域福祉を推進していくうえでの基礎となります。

今回実施した住民意識調査の結果からは、回答者の8割の方が自治会・町内会に加入しているという結果でした。しかし、一方では20歳代、30歳代の自治会・町内会加入率が少ない結果であり、それは、地区懇談会においても課題として多く挙げられ、自治会・町内会組織で活動されている方々は、会員の減少や組織活動の中心的担い手の高齢化など、組織の活性化の必要性を切実に感じています。

町内会（自治会）組織に加入していますか



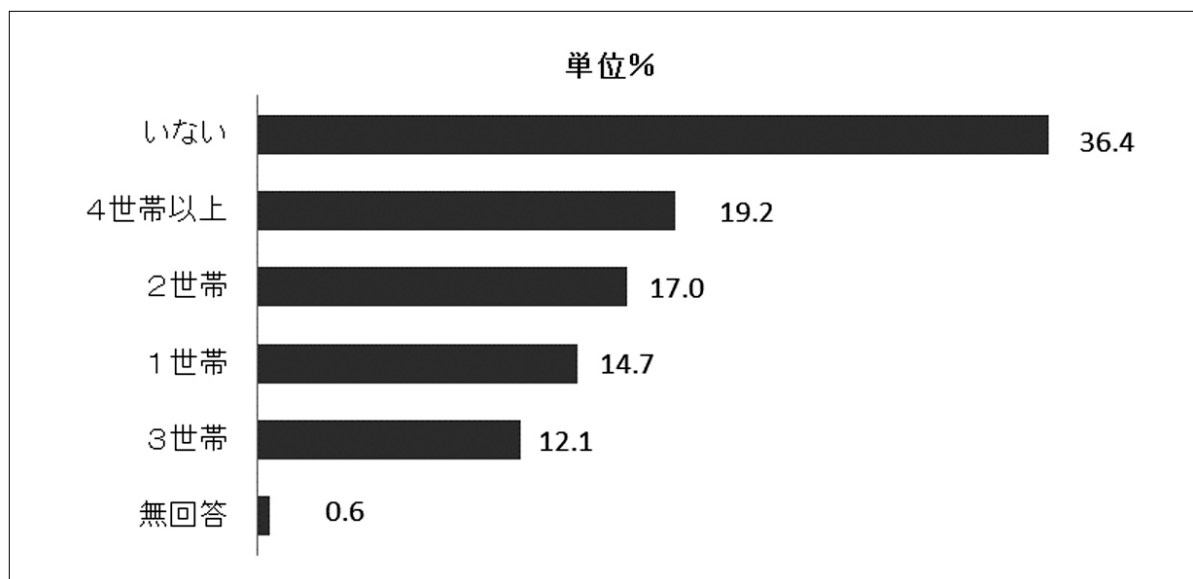
加入率（年齢別）



さらに、身近な近所のつきあいについて、住民意識調査の結果からは、「親しくしている近所の方がいない」が36.4%で最も多く、前回アンケート調査と比較して、5.5ポイント増加しており、一方、「親しくしている近所の方が4世帯以上いる」が19.2%で、前回アンケート調査と比較して8.2ポイント低下しており、近所付き合いが希薄化傾向にあります。また年齢別に見ると40歳未満では「いない」が4割以上、50歳以上では「4世帯以上」が約4割となっており、若年齢になるほど近所の付き合いが希薄であるという結果になっています。

地域福祉の推進においては、若者・高齢者を含めた地域住民全員が主体となって、行政や施設・事業者、そして市社会福祉協議会などの協力を得て、地域の福祉を支える新しい地域づくりを行うことが重要です。こうしたことから地域コミュニティの基礎である身近な近所づきあい、自治会・町内会の活性化が必要です。

親しくしているご近所の方がどのくらいいますか



※木更津市地域福祉計画策定のための住民意識調査より (N=934)

2. 地域の助け合い活動の推進

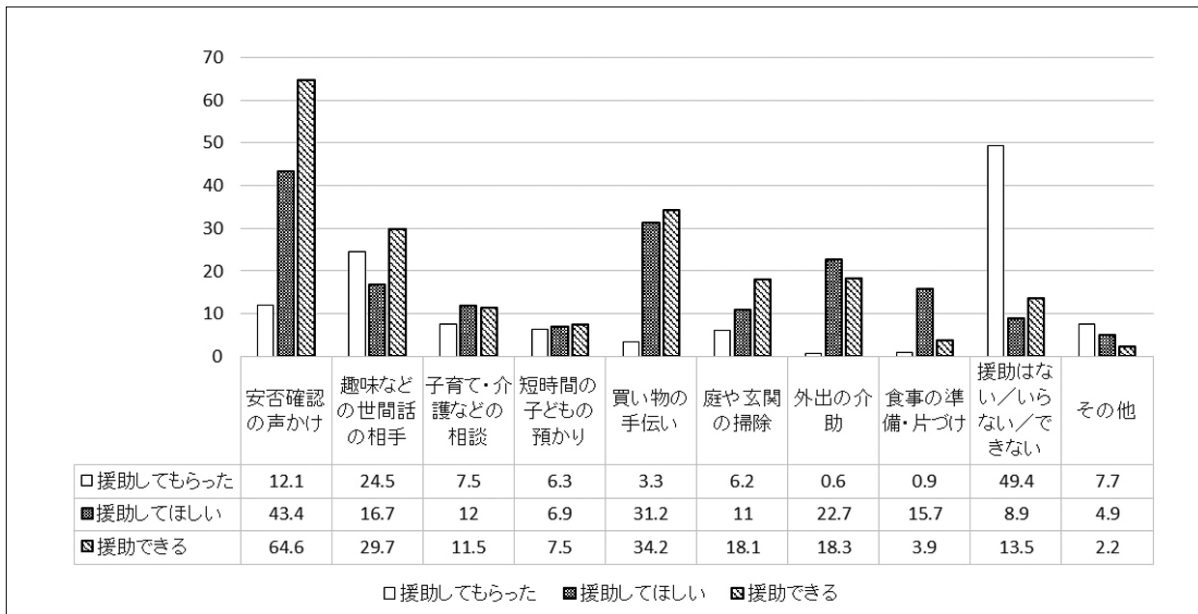
今回実施した住民意識調査からは、地域でお互いに助け合ったり、親しくしている親せき・知人がいないという回答がそれぞれ56.5%、36.4%でした。また、地区懇談会においても、近隣住民との交流の少なさ、地域住民同士のつながりのなさ、連帯意識の希薄化などが課題として多く挙げられました。価値観の多様化や生活様式の変化に伴い、地域社会の連帯感は希薄になる一方で、「地域住民がお互いに協力し、住みやすい地域をつくること」を望んでおり、地域住民が互いに協力して助け合える地域社会づくりが求められています。

地域には、様々な人が住んでおり、いろいろな課題や悩みを抱えています。住民一人ひとりが、自分たちの住む地域のことに関心を持ち、地域でのニーズや生活課題を把握し、その解決に向けて学習を積み重ね、協力して身近な支え合い活動へと結び付けていくことが重要であり、お互いに助け合って、みんなが住みよい地域を目指していくことが求められています。

そのためには、日ごろから挨拶や声かけなどによりつながりを深めていくこと、元気な高齢者や、豊かな知識や能力、経験を有する地域の人材、社会福祉法人、民間の福祉サービス提供者、民生委員・児童委員、自治会・町内会などとの連携をもとに協力体制をつくっていくことが必要です。また、地域でふれあい、助け合うための見守り体制やボランティア活動の活性化を図っていくことも必要です。

特に災害時には要介護高齢者や障害者など、支援を必要とする方々への声かけを行うなど、避難の体制をつくっていくことが重要です。

地域における援助について



※木更津市地域福祉計画策定のための住民意識調査より (N=934)

3. 地域福祉を支える拠点の充実

少子高齢化が進む中、地域における助け合い活動を活性化するためには、地域において子どもから高齢者まで、様々な年代の人や立場の異なる人が交流できる場が必要です。

公民館は、社会教育機関であり、生涯学習の場として地域の子どもから高齢者までの各種住民の地域活動、地域福祉や防犯、青少年健全育成、子育て支援、ボランティア育成などの地域活動の拠点となっております。

今回の計画策定にあたり開催した地区懇談会では、それらの場を活かした活動や研修、交流の機会と、その活動を担う人材や多様な世代の住民の参加などが課題として多く上がりました。

文教領域とも密に連携を図り、公民館や既存の公共施設や福祉施設も有効活用して、地域でのふれあいや交流と生きがいの場として活用するとともに、住民の参画や地区社会福祉協議会のサロン活動の場としても活用するなど、様々な機能を発揮していくことが求められています。

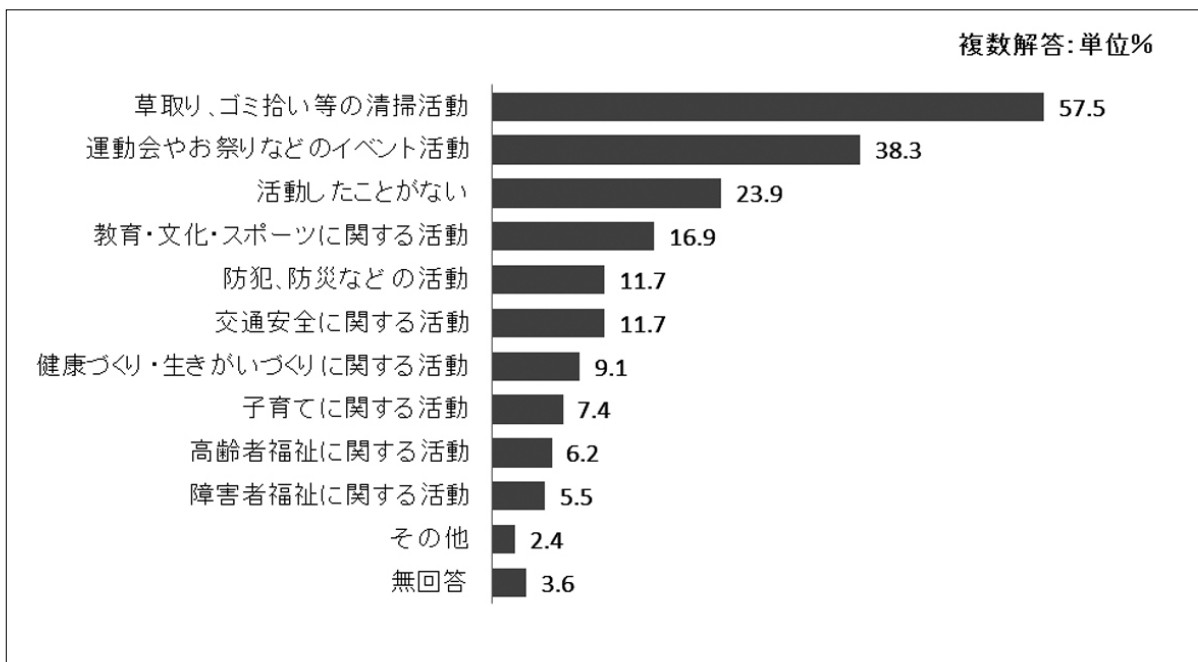
Ⅲ 地域福祉を支える人材の育成

1. 地域福祉の担い手づくり

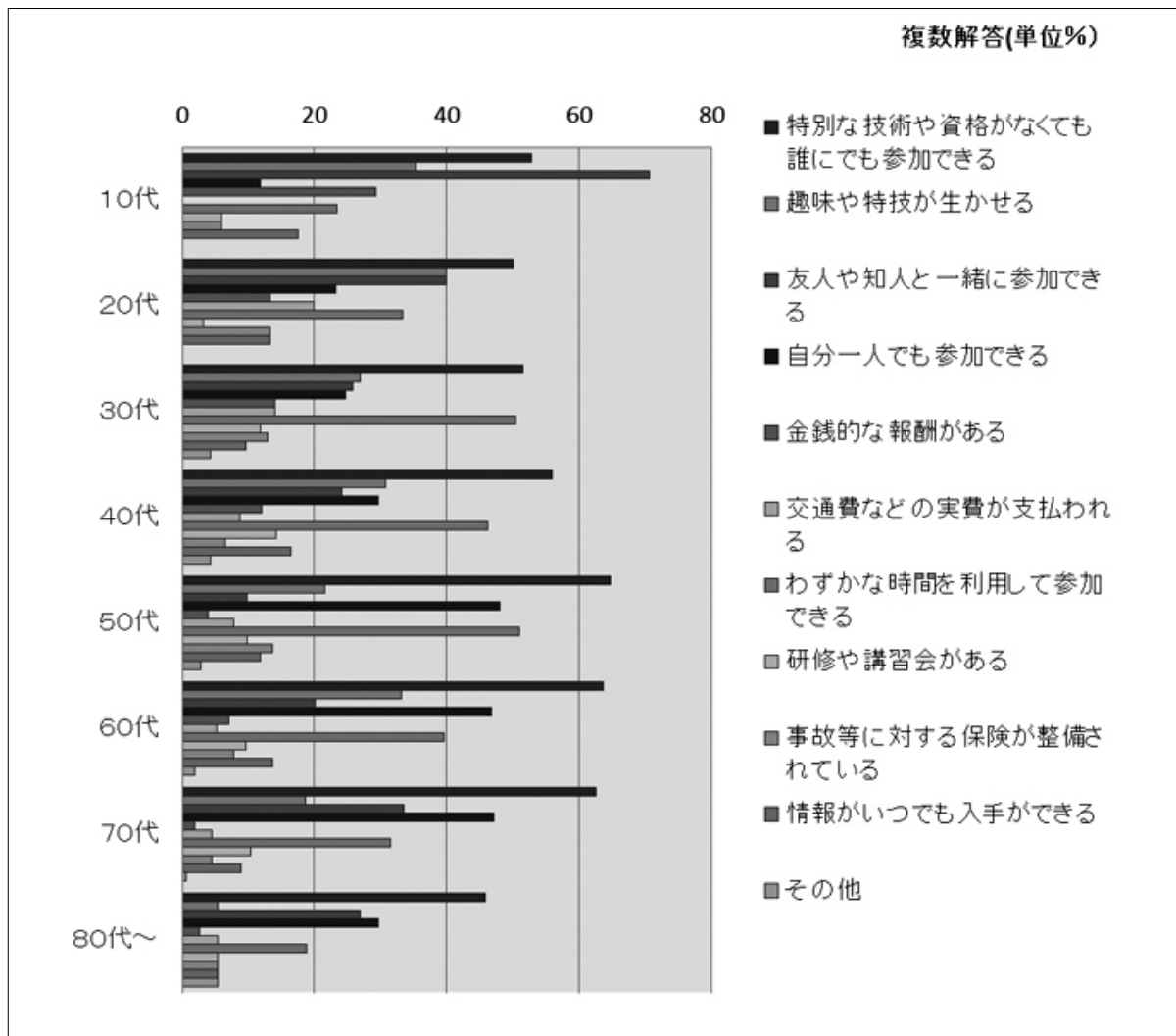
今回行った住民意識調査によると、多くの住民が清掃活動やイベント活動など身近に参加できるボランティア活動などに参加しており、また、それらの活動に継続して参加したいと回答しています。一方で、子育てに関する活動や、高齢者、障害者の福祉に関する活動は、実際の参加は少ないですが、今後、参加したいという回答は増加しています。また、活動に参加するための条件として「特別な技術や資格がなくても誰にでも参加できる」、「わずかな時間を利用して参加できる」、「自分一人でも参加できる」、「趣味や特技が活かせる」、「友人や知人と一緒に参加できる」などが多く挙げられており、気軽に、柔軟に参加できる条件が求められています。従って、今後は地域福祉活動に地域住民が参加するきっかけづくりや、地域福祉活動を牽引するリーダーの育成とともに、地域の実情にあったボランティア活動ができるようにコーディネートする担い手の育成に努めることが求められます。

また、行事やイベントなどを通じて、地域活動やボランティア活動について周知する機会を増やすなど担い手の育成に努めることが望まれます。

参加したことがある地域活動やボランティア活動



今後、地域活動やボランティア活動に参加するための条件



2. 中高年パワーの活用

高齢化が進行する中であって、地域活動の多くは高齢者層や中高年層によって支えられているのが現状です。しかし、多くの中高年層は、社会との繋がりを仕事中心でしか持たず、地域社会との繋がりが希薄になりがちです。その結果、仕事を退職した後、地域社会から孤立してしまうケースもあります。

このような中高年層を、いかに地域で元気な高齢者として地域活動へ参加し生きがいがづくりに繋げてもらうのか、いわゆる「団塊の世代」が地域活動へ主体的に参加できるようPRし、社会活動参加への促進と生きがいの創造を図り、地域の中に埋もれている中高年パワーの活用についての仕組み作りが求められます。

3. 福祉学習による人づくり

持続可能な地域コミュニティを創造していくためには、体験学習で福祉施設でのボランティアを体験する取り組みや、知的な障害を持つ子どもの放課後の時間での取り組み、貧困の再生産・貧困の世代間継承に歯止めをかけるための子どもの学習支援、老老介護への地域的な取り組みなど、学校での教育と併せて地域での教育で福祉的教育課題に取り組む必要があります。

学校教育では総合的な学習の時間の中で福祉が取り上げられるなど、福祉に対する取り組みを行っていますが、児童、生徒に対する学校での取り組みにとどまらず、住民を対象としたボランティアやボランティアリーダーの育成など、将来の地域福祉の担い手を育てることが求められています。

第5節 第2期地域福祉計画の評価

1. 第2期地域福祉計画について

地域福祉計画は保健福祉の関係各課の各個別計画を実施するため、横断的な視点から推進していくための計画とされているところです。

第2期地域福祉計画の計画年度は平成24年度から平成28年度までの5年間ですが、この計画年度中に「健康推進課『健康きさらづ21』、『保健事業実施計画（データヘルス計画）』、『国民健康保険・特定健康診査等実施計画』」、「子育て支援課『子ども・子育て支援事業計画』」、「高齢者福祉課『高齢者保健福祉計画』、『介護保険事業計画』」、「障害福祉課『障害者基本計画』、『障害福祉計画』」に基づく事業を展開しています。

2. 取組みの評価

第2期地域福祉計画について、『市の役割』について内部検証をした結果、次の部分が引き続き課題となっていると分析しました。

- ・ 地区懇談会などによるニーズの把握（第2期地域福祉計画書P 48）
- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の情報提供（第2期地域福祉計画書P 50）
- ・ 当事者組織についての情報提供や当事者組織との連携（第2期地域福祉計画書P 51）
- ・ 地域組織や福祉関係者等との地域課題の共有やネットワークづくり（第2期地域福祉計画書P 52）

また、この4年間の成果としては、福祉部の所管事業ではないものも含まれますが、

- ・ 成年後見支援事業の開始
- ・ 市民後見人養成講座の開催
- ・ 高齢者見守りネットワーク事業の開始
- ・ 認知症カフェの開催支援
- ・ 小中学校における認知症サポーター養成講座の開催
- ・ 身体障害者福祉センターの再開
- ・ 市民活動支援センター（きさらづみらいラボ）の開設
- ・ きさらづ働くママ応援サイトの構築

などの事業に取り組み、市民福祉の向上に努めてきました。

第3章 計画の基本理念と目標

第1節 基本理念

木更津市の人口は住民基本台帳によると平成29年3月現在134,672人（男性：67,705人、女性：66,967人）、世帯数は60,162世帯となっており、平成15年度以降は増加傾向にあります。

65歳以上人口は35,934人（平成29年3月1日）で高齢化率26.7%、全国平均をやや下回っていますが将来推計人口によると平成29年度には26.9%まで上昇すると見込んでいます。

少子高齢化の急速な進展や産業構造の変化、ライフスタイルの多様化などにより家族の絆や地域のつながりが薄れる中、私たちは、一人ひとりが安心して、いきいきと暮らせるまち、物質的な豊かさのみならず、精神的にも豊かさを実感できるまち、快適に住み続けたいと思う木更津市を目指し、人が中心のまちづくりを次世代に引き継いでいかななくてはなりません。

核家族化の中で介護をしている家庭や子育て家庭の中には地域での身近な支えがない中、孤立し課題を抱え込む家庭もあります。住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには地域包括ケアの構築が欠かせません。介護、予防、医療、生活支援、住まいの5つのサービスを日常生活の場で一体的に提供し、「自助」「互助」「共助」「公助」を組み合わせ、地域住民、地域の活動団体、サービス提供事業者、行政がそれぞれの立場で連携・協働して取り組んでいく必要があります。医療や介護の連携によるサービスの一元的提供や、公的サービスと住民の参加・協働によるインフォーマルな地域での支え合いとを有機的に結び付けて、地域での自立生活支援を統合的に展開するコミュニティソーシャルワーク機能が求められています。また、これまでは高齢、障害と言った分野ごとに縦割りでサービスの相談、提供を行ってきました。しかし、地域福祉、地域包括ケアは相談者をたらい回しにさせる縦割り行政ではなく、誰もが身近なところで気軽に安心して総合的に相談できる全世代支援のワンストップサービスを目指していきます。

増大・多様化する住民のニーズに適切に対応するには様々な人々が協働・連携して、一人ひとりが生きがいのある生活を送ることができるよう地域福祉を推進していく必要があります。

地域課題の早期発見や解決に向けて地域住民が主体的に福祉の担い手となり、「地域のことは、地域の中で相談し、解決していく」というように、地域の健康課題及び福祉課題に対して多くの住民が参加し、意見交換や交流が行える場の確保を図り、地域住民同士の支え合い、助け合い、見守りを基本として、自治会・町内会をはじめとする地域活動団体や事業者との更なるネットワークの構築と強化に取り組んでいきます。

また、地域の社会福祉法人などが地域の団体との交流を進め、より多くの住民とともに地域づくりに貢献できるよう働きかけをしていきます。

健康づくりでは、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目標に、予防可能な生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組めます。

避難行動要支援者の支援について、発災直後の初動期においては自力で避難することが困難な方への支援を民生委員・児童委員、自治会・町内会、社会福祉協議会、介護サービス事業者

など、多様な担い手と連携を図り、重層的な支援体制を整備していくことに取り組みます。

また、地域の商店街、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、各戸を訪問する宅配事業者、電気・ガス・水道などのライフライン関係の事業者などと連携して平常時からの地域の見守り活動等実施していくことも必要です。

生活保護受給者が増加する中で、保護開始前のより早い段階での就労支援など、ハローワークをはじめとした雇用関連機関との一層の連携を図り生活困窮者の自立支援にも引き続き取り組んでいきます。また、生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業などの検討も行っています。

本計画は高齢者、障害者など誰もが地域で暮らしていく際に必要となる福祉の各分野の基本的な考え方を明らかにする計画としました。

この計画の基本理念の「**ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉**」は、第1期計画策定にあたり、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていくことのできる地域福祉を推進するために、地域住民、事業者、行政、市社会福祉協議会が連携して、協働し支え合うことが重要であるとの認識から定めたもので、第2期の計画に引き続き第3期地域福祉計画においても継承することとしました。

基本理念

「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」

第2節 基本目標

I 住みよいまちづくりの土壌を創ろう！

～地域の生活課題に対応した施策の充実と相談体制の構築～

地域包括ケアシステムの構築のためには、行政による公的なサービス「公助」だけでなく、社会保障制度などの「共助」、住民同士で助け合い・支え合う「互助」や、自分のことは自分で行う「自助」を組み合わせることがこれまで以上に必要となってきました。

地域住民の生活課題は、必ずしも専門分化した単一の福祉サービスによって充足されるものではありません。福祉・保健・医療、その他生活関連分野にまたがるもので、また、公共的サービスや民間によるサービスも含めて、複数のサービスを適切に組み合わせることによって満たされることが少なくありません。その人に必要なサービスを使いながら個別の課題解決とともに地域全体の社会資源に目を向け、社会福祉協議会とも協力しながら足りないサービスは作り出し、多職種が連携し、地域全体の福祉の向上を目指そうというコミュニティソーシャルワークの機能が重要です。また、地域福祉の推進においては、地域の身近なところで、各分野の相談機関が連携を密に取ることにより、ワンストップで、高齢者だけではなく、障害者も子どもも誰もが総合的かつ包括的な相談を受けることができ、サービスの適切な利用に結びつけられる体制の整備が必要です。

コミュニティソーシャルワーカーのバックアップのもと、多様なサービスを提供する機関が十分な連携を図ってネットワークを構築していくことが不可欠です。

基本方針

誰もが安心してどんなことでも相談できる総合相談の体制を整えるとともに、コミュニティソーシャルワーク機能の展開に努めていきます。また、様々な制度の趣旨を周知するためにわかりやすい情報提供に努めます。

必要とされるサービスを提供するためには、相談者の状況を聞き取り、アセスメントを行い、ニーズを把握し、状況に応じた支援や関係機関へ引き継ぐことが必要です。また、サービスの提供にあたっては、地域の実情や地域の情報を収集し、より質の高いサービスを提供できるよう人材育成や、福祉サービス事業者のネットワークづくりを推進するとともに、同じような支援を必要としている人たちによる組織活動を支援します。

福祉サービスの利用が自己選択・自己決定に変わる中、認知症や障害のために判断能力が十分でなくても安心して生活できるよう成年後見制度の普及啓発と市民後見人の育成に取り組む必要があります。また、日常生活自立支援事業についても今後も充実を図っていく必要があります。

さらに、生活困窮者への対応では自立相談支援事業、住居確保給付金の支給事業の更なる充実を図るとともに子どもの学習支援事業にも取り組んでいきます。すべての住民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、緊急時にお互いに声をかけあい、安否確認などを行う災害時の支援体制を作っていくとともに、自殺予防のための対策や健康づくりなど保

健・医療との連携を図ります。

子育て家庭に対しても、周囲の理解不足などから孤立化しないよう、地域での身近な支えを支援していきます。

この計画を進めるにあたっては、保健福祉分野はもちろんのこと、庁内関係各課との連携を図り、それぞれの施策の実現を目指していくことが重要です。

1. 対象者横断のワンストップ一括相談・支援体制の構築
2. 生活困窮者自立支援の方策
3. 必要なサービスを提供するための仕組みづくり
4. 福祉サービスを支える仕組みの充実
5. 高齢者や障害のある人など当事者組織への支援
6. 健康づくり、生きがいつくりへの支援
7. 地域における子育ての支援
8. 避難行動要支援者への支援体制づくり

Ⅱ 風とおしのよいまちを創ろう！

～地域での助け合い・支え合い～

先の東日本大震災や熊本地震などの自然災害は、被災地に甚大な被害を及ぼしましたが、一方で救助活動や避難生活を通じて「絆」の重要性が再認識されました。避難所で被災者同士がお互いに助け合う光景に多くの人が胸を打たれましたが、この助け合いの精神こそが困難な状況を乗り越える力となるものと感じました。

かつて私たち日本人も、農耕などの共同作業を目的とした集落の中で、困っている人がいれば気軽に相談にのり、できることがあればやさしく手助けをし、一人の手に余るようなことであれば、集落の人たちと一緒に考え、共同して問題の解決を図り、集落を守るという意識で結束してきました。こうした伝統的なコミュニティを維持している地域は、今も木更津市内に見られます。

しかし、市全体としては、大企業の進出などに伴い、全国各地から移り住んだ人々の価値観の多様化と生活様式の変化、核家族化がますます進行してきています。それに伴い、かつての伝統的な地域扶助の機能や家庭の相互扶助機能は弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化し、従来型のコミュニティの形成が困難な地域が広がってきています。

このような状況のなか、自治会・町内会をはじめとする地域活動団体の担い手不足の解消と活性化が課題となっています。より住みやすく安心して暮らせる地域をつくるためには、住民の一人ひとりが連帯意識を高め積極的に地域活動に関わる必要があります。

基本方針

助け合い、支え合いの意識を啓発し、元気な高齢者が地域活動の中心として活躍できるようボランティアセンターの活性化を図るとともに、地域で気軽に集まる場としてのサロン活動を通して、参加者が地域でのかかわりを持つ中で地域のニーズ発見につなげていきます。また、住民が自治会・町内会、NPOなど、様々な地域活動団体に参加しやすい環境を整え、地域コミュニティの充実と活性化を推進します。

地域福祉活動推進のため、住民が集う場所や地区社会福祉協議会の活動拠点の充実を図ります。

1. 地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実
2. 地域の助けあい活動の推進

Ⅲ 「これから」を支える人を育てよう！

～地域福祉を支える人材の育成～

戦後のベビーブームによる人口の急増世代、いわゆる団塊の世代が現役を退き、地域社会の各分野にわたり人材として期待されています。

既存の組織も高齢化の悩みを抱えながら運営をしている中で、今後、団塊の世代を中心として、手助けだけでなく、運営への積極的な参加が必要となってきます。

従来の運営は、年齢層に分けた取組みになりがちでしたが、多くの住民と一緒に参加してもらうといった世代間交流にも取り組んでいきます。また、福祉教育と地域福祉活動をリンクさせ福祉的課題に対する小・中学生の体験学習の充実を図り、将来の地域福祉の担い手を育成していくことも重要です。

基本方針

地域福祉をより向上させるため、地域福祉活動の推進役となるリーダーの育成やボランティア活動をコーディネートできる人材の育成、ボランティア活動などの活性化を支援します。

また、地域福祉活動の輪を広げていくために、ボランティア講座の充実などにより、特に中高年層の参加を促し、地域福祉の担い手として育成します。

特別養護老人ホームや保育園を運営する社会福祉法人などが地域の拠点となってサービスの提供や開発等を行い、多くの住民が地域づくりに参加できるよう取り組んでいきます。

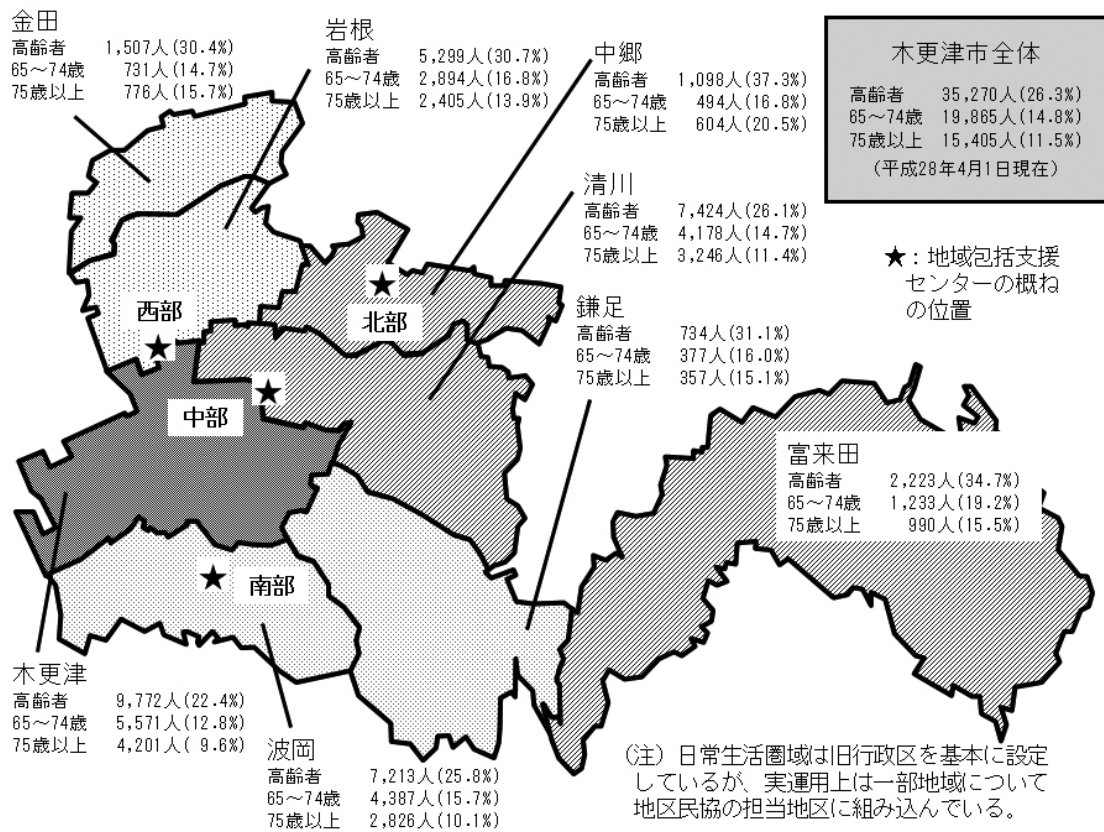
1. 地域福祉の担い手づくり
2. 中高年パワーの活用
3. 社会福祉法人と連携した小地域活動の推進

第3節 木更津市の福祉圏域（日常生活圏域）

市全体を対象とした総合的な施策を推進するための『全市域』（大圏域）。旧行政区である8地域（中圏域）を基本にし、この8地域（中圏域）を人口規模などから中部（木更津）南部（波岡、鎌足）西部（金田、岩根）北部（中郷、清川、富来田）の4地域に分け、ここに地域包括支援センターを設置しています。

この8地域はその中に15地区（小圏域）があり、15地区（小圏域）は地区民生委員児童委員協議会の地区と重なっており、住民に身近な地区として日常生活圏域と定め、社会福祉協議会の地区活動などもこの単位で行っています。

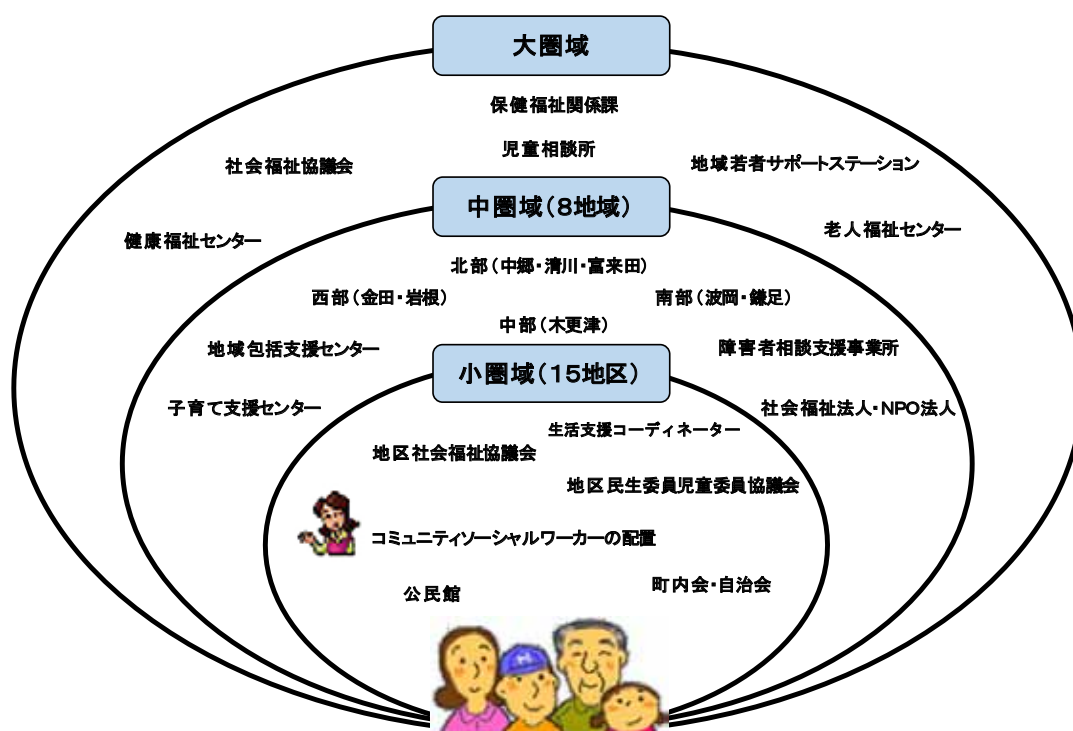
日常生活圏域の区域図



福祉圏域（日常生活圏域）の概要

区分	圏域	圏域の概要
大圏域	全市域	市全体を対象とした総合的な施策を企画・推進し隣接市や県・国との協議等を行う。地域では解決が困難な課題、専門的なサポートが必要な課題等に対し最終的な受け皿となる範囲。
中圏域	8地域	旧行政区の圏域で地域包括支援センターは人口規模等から中部、南部、西部、北部の4圏域で設置している。
小圏域	15地区	地区民生委員児童委員協議会の地区と同じで、日常圏域と定めている。中学校は13あり、ほぼ15地区と重なる。地区社会福祉協議会の活動もこの15地区を基本に行っている。地域住民同士のつながりにより日常的な支え合い活動や見守り活動、災害時の対応や支援などを行う範囲。

福祉圏域（日常生活圏域）のイメージ図



基本理念

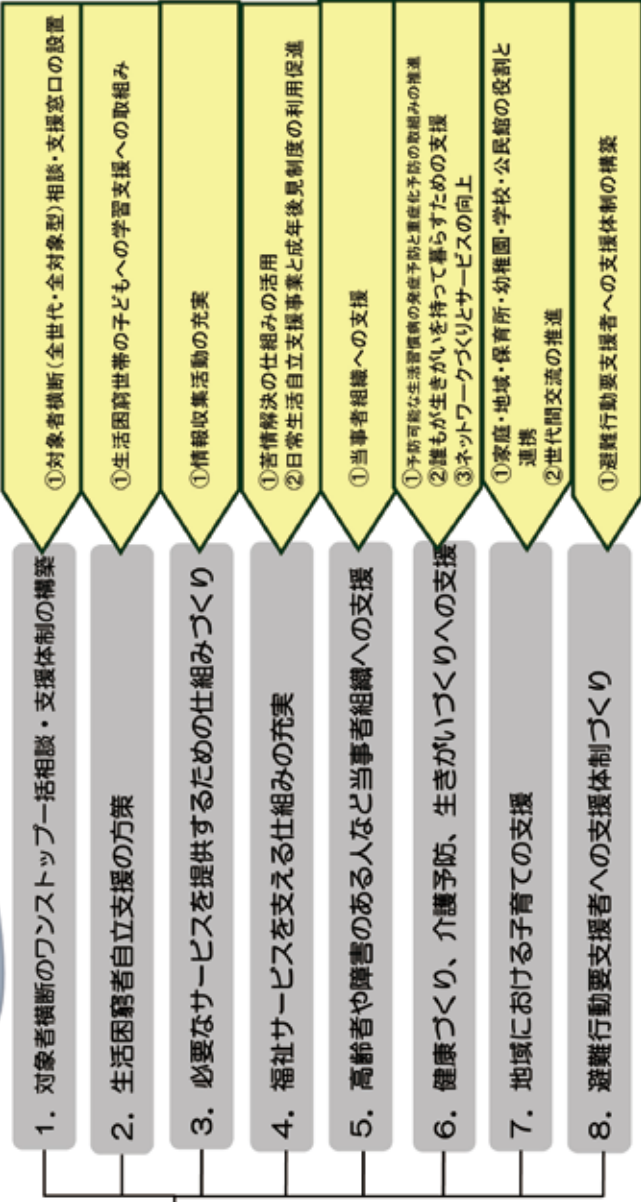
基本目標

基本方針

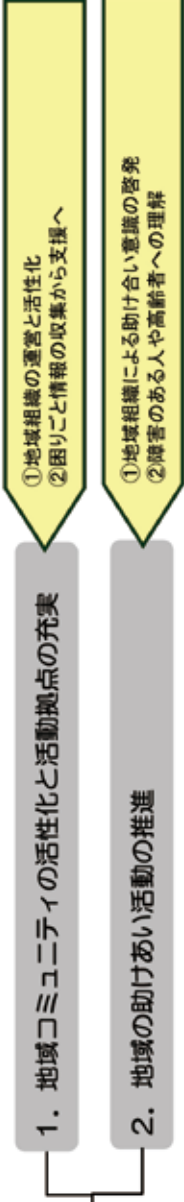
今後の展望

ともに考え、ともに語り
ともに支え合う地域の福祉

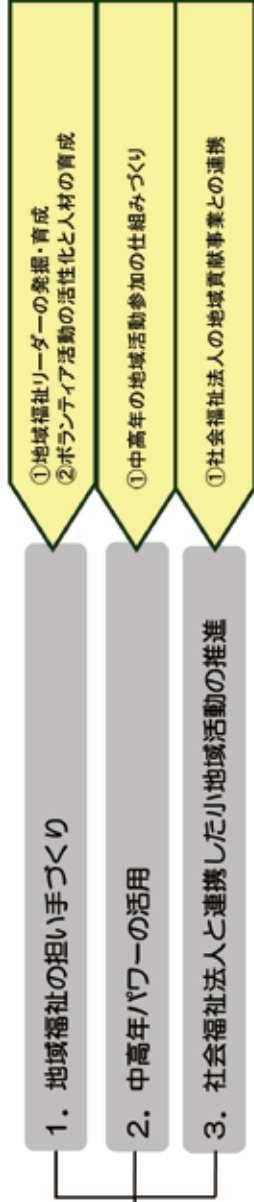
テーマ1
住みよいまちづくりの土壌を創ろう！
～地域の生活課題に対応した
施策の充実と相談体制の構築～



テーマ2
風とおしのよいまちを創ろう！
～地域での助け合い・支え合い～



テーマ3
「これから」を支える人を育てよう！
～地域福祉を支える人材の育成～



第4章 地域福祉計画の取り組みの方向性と展望

I 住みよいまちづくりの土壌を創ろう！

～ 地域の生活課題に対応した施策の充実と相談体制の構築～

〈基本方針1〉 対象者横断のワンストップ 一括相談・支援体制の構築

【現状と課題】

- ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えており、家族や公的なサービスだけでは、支えることが難しくなっています。
- 複雑な家庭環境の中で、複合的な福祉課題を抱え、サービスや支援制度につながらない人が地域で暮らしています。
- 高齢者の相談窓口として、地域包括支援センターが整備されていますが、地域包括ケアシステムの中核的な機関として更なる機能強化が求められています。
- 現状の支援は、法律ごと縦割りのサービス提供となっており、複合的な課題を抱える世帯に各関係機関がばらばらに対応している例も見受けられます。
- 住民意識調査の結果では、「福祉・保健分野の情報を知る方法」として、広報誌からが67.9%となっています。

（今後の展望） 対象者横断（全世代・全対象型）相談・支援窓口の設置

保健や福祉に関する必要なサービスを、誰もが必要なときに必要な情報を円滑に利用できる環境を整えるために、身近な場所における相談・支援窓口を設置します。

また、地区社協単位に対象者横断の支援を行うコミュニティソーシャルワーカーをモデル配置します。コミュニティソーシャルワーカーは、市の相談・支援窓口や地域包括支援センター等の専門機関や民生委員児童委員と連携し、複合的な課題を抱える世帯・生活困窮者・制度の狭間にある人たち等、対象者横断の支援に取り組みます。

主な取組内容

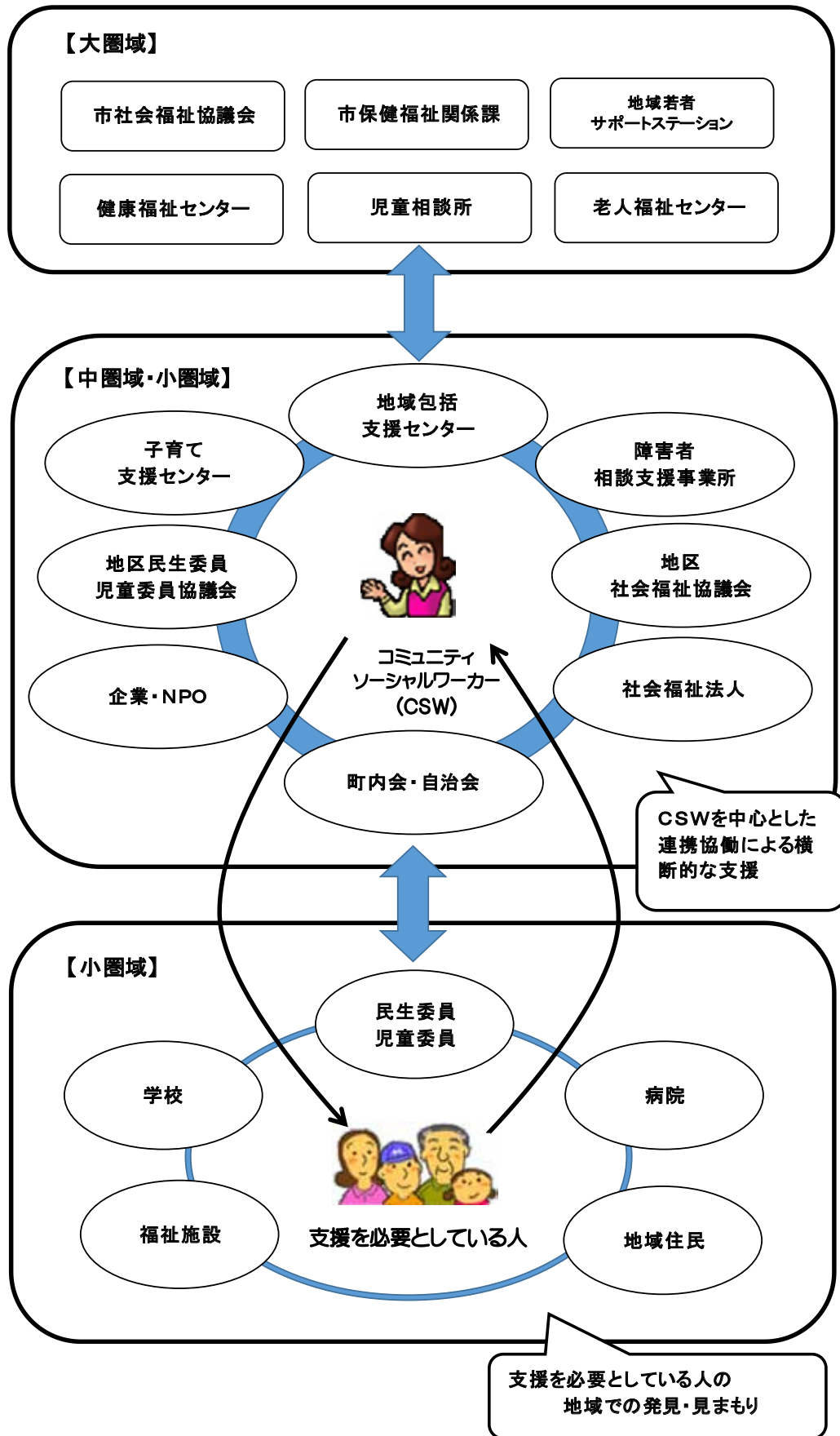
- 対象者横断の相談・支援窓口の設置と住民への周知
- 社会福祉協議会への地区担当コミュニティソーシャルワーカーの配置
- 民生委員・児童委員活動への支援
- 民生委員・児童委員、主任児童委員及び家庭相談員の活動の周知
- 市社会福祉協議会・地区社会福祉協議会への支援
- 地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て支援センターなどの福祉専門機関の活動の周知。また、24時間体制で行われている「ふくしネット」などの相談機能の周知
- 「広報きさらづ」やホームページ、コミュニティ放送を活用した情報提供の一層の充実

【主要事業】

コミュニティソーシャルワーカーの配置による対象者横断の相談・支援体制の構築に向けた実施スケジュール

	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33
事業実施に向けた準備	●				
モデル地区社協への配置と検証		→			
段階的な配置及び事業の実施		→			

コミュニティソーシャルワーカーによる横断的支援のイメージ図



〈基本方針 2〉 生活困窮者自立支援の方策

【現状と課題】

- 経済環境や雇用情勢の変化により、低所得者層や非正規雇用労働者が増加しています。
- 就労意欲があっても、高齢、障害、子育てや健康問題など、様々な理由から働けない人達があります。
- 経済的に困窮している人が増加しており、このような人を困窮状態から脱却させることが大きな課題となっています。
- 住民意識調査の結果では、「経済状況」が、苦しい、かなり苦しいと答えた人が、31.6%います。
- 全国の統計では、子どもの相対的貧困率が16.3%で、6人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。また、生活保護世帯の子どもが、将来また生活保護を受けるという貧困の連鎖が社会の問題となっています。

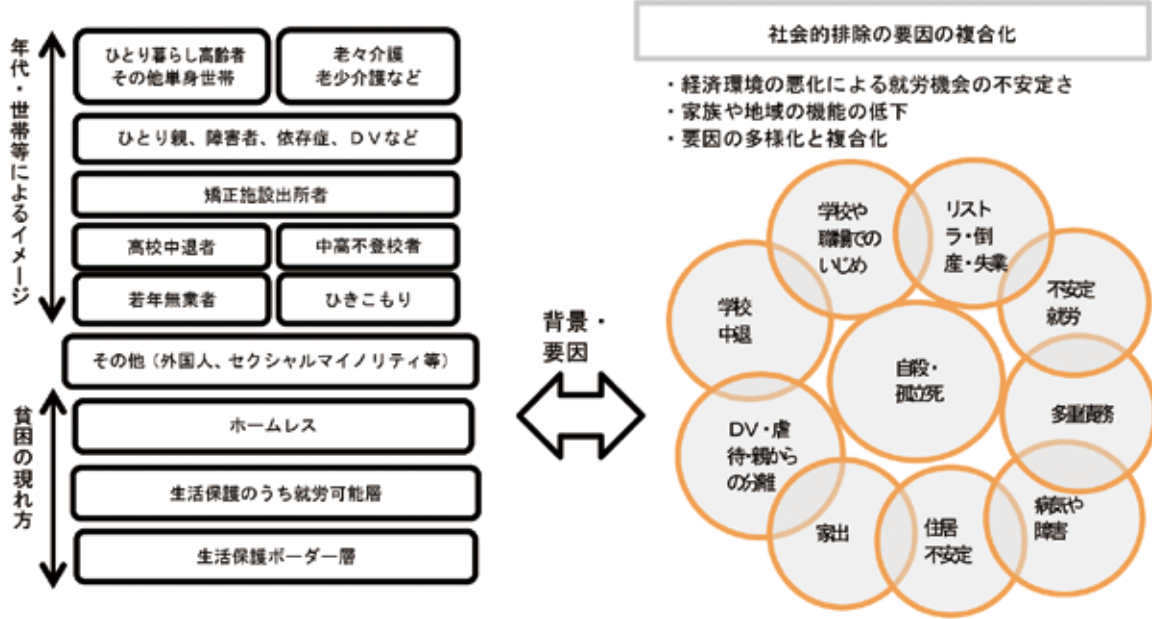
生活困窮の背景

生活困窮の背景には、安定した雇用の減少や勤労世代の所得の低下のほか、若年無業者、ひきこもり、不登校・高校中退、精神疾患、家庭環境、高齢化、核家族化、情報化の進展、孤立といった様々な要因があり、生活困窮の概念は広がりを見せています。

現行の各種の相談窓口や制度は、対象者が限定されている場合が多く、複合的に課題を抱える支援ニーズの高い困窮者が制度の狭間に置かれているといった状況がうかがえます。

課題がより複雑化・困難化する前の早期の段階で支援を行うことによって、自立の助長を図ることが求められています。

生活困窮の要因の複合化イメージ



主な取組内容

- 対象者横断の相談・支援窓口と連携した支援
- 社会福祉協議会の地区担当コミュニティソーシャルワーカーと連携した地域づくり
- 生活困窮世帯の子どもの学習支援
- ハローワーク・地域若者サポートステーションと連携した支援
- 商工会議所等と連携した職場体験などの協力事業者の開拓
- 市社会福祉協議会の生活福祉資金貸し付けとの連携

【主要事業】

生活困窮世帯の子どもの学習支援の実施スケジュール

	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33
実施に向けた準備	●				
事業の実施	→				

〈基本方針 3〉 必要なサービスを提供するための仕組みづくり

【現状と課題】

- 社会福祉の制度は、市民が利用するにあたって、複雑でわかりにくい現状です。
- 市民が求める福祉サービスや地域課題の早期の把握が求められています。

（今後の展望）情報収集活動の充実

地域課題や求められる福祉サービスが複雑かつ多様化する中で、地域住民が求めるサービスを把握するため、地域住民の声を聞き、情報収集活動を一層進めるとともに、福祉関係機関や地域活動組織との連携を図り、必要なサービスの把握に努めます。

そのために、地域課題の把握を目的とした地区懇談会を、市社会福祉協議会と共同して開催します。また、市社会福祉協議会は地区で展開している「サロン活動」に傾聴ボランティアを配置していますが、そのようなサロン活動の数を増やし、傾聴ボランティアとコミュニティソーシャルワーカーと連携して福祉ニーズの早期発見を行います。

主な取組内容

- 地区懇談会の開催
- サロンの開催場所の増設
- 認知症等高齢者見守り事業などの実施により、支援を必要とする世帯を把握するとともにそのニーズを把握
- 支援を必要としている人とサービスを提供する人との調整を図る人材の育成

〈基本方針 4〉 福祉サービスを支える仕組みの充実

【現状と課題】

- 福祉サービスの質の向上が求められています。
- サービス利用者やその家族が、福祉サービスの苦情や要望をサービス提供事業者に、直接言いにくいという状況があります。
- 認知症の傾向があり、また障害などがあり、判断能力が低下し、福祉サービス利用の契約や利用料の支払い、日常の金銭管理が出来ない人たちがいます。
- 認知症や障害などにより、日常生活が困難となり、後見人を必要とする人が増えてきています。

（今後の展望 1） 苦情解決の仕組みの活用

苦情解決の仕組みを活用し、サービス利用における苦情や要望を聴き、解決し、更にサービスの質の向上へとつなげていきます。

（今後の展望 2） 日常生活自立支援事業と成年後見制度の利用促進

福祉サービスは、自分で必要なサービスを選び、契約を結んで利用する仕組みに移行してきています。自らその内容を理解し、判断することが困難な高齢者や障害のある人が安心して必要なサービスを受けることができるように利用の推進を図ります。

主な取組内容

- 市の相談窓口でのサービス利用の苦情の受付
- 福祉サービス利用者サポートセンター（千葉県運営適正化委員会）の活用
- 福祉サービス事業者の第三者評価受審の促進
- 市社会福祉協議会の成年後見支援センター事業の推進
- 成年後見の市長申し立て
- 市民後見人育成
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の啓発

〈基本方針 5〉 高齢者や障害のある人など当事者組織への支援

【現状と課題】

- 老人クラブ連合会のヒアリングでは、会員数の減少、単位老人クラブの減少等の課題が出され、また以前のように高齢者向けの講座・講習をやってほしいとの要望が出されました。
- 身体障害者福祉会のヒアリングでは、会員の高齢化と新規加入者がいないこと等が課題として出されました。
- 手をつなぐ親の会のヒアリングでは、親亡き後の障害者の生活について不安がある等が課題として出されました。
- ひとり親家庭に支給される児童扶養手当受給者は、現在市全体で約 1,000 人です。全国的な統計では、母子家庭の母親の就業形態は、約 6 割が非正規雇用で、平均所得は年 181 万円と低い状況です。

（今後の展望） 当事者組織への支援

福祉の充実に向けて、家族を含む当事者が果たす役割は重要です。当事者とボランティアなどの福祉関係者や市、市社会福祉協議会などは連携に努め、お互いに協力するとともに、様々な立場から高齢者、身体・知的・精神の各障害など当事者組織の活動への支援を進めます。

また、母子家庭の貧困状況から、新たに「母子・父子家庭の連絡組織の設立」を検討し、親同士の情報交換や支え合いが必要です。併せて、生活困窮世帯の子どもの学習支援と絡めていくことが大切です。

主な取組内容

- 当事者組織についての情報を提供
- 当事者組織の運営や活動を支援
- 当事者組織との定期的意見交換の実施
- 母子・父子家庭の連絡組織の設立の検討
- 当事者の各種会議への参加（意見等発言の機会の提供）

〈基本方針 6〉 健康づくり、介護予防、生きがいづくりへの支援

【現状と課題】

健康課題

- 心疾患にて死亡する割合が、全国、県と比較して多くなっています。
- 特定健康診査受診率は、平成 26 年で 42.5%であり、目標とする 60%に達していません。
- 人工透析患者が増加しています。
- 新規透析導入患者の原因疾患は、高血圧と糖尿病で 7 割を占めている。
- 介護認定率は、40 歳から 64 歳までの 2 号被保険者が県、国と比較して高い状況です。

生活課題（住民意識調査・各種団体ヒアリング結果より）

- 1 人暮らし高齢者で、引きこもりがちの人がいます。特に男性高齢者に多く見られません。
- 老人クラブ連合会のヒアリングでは、以前のように高齢者向けの講座・講習をやってほしいとの要望がありました。

（今後の展望 1） 予防可能な生活習慣病の発症予防と重症化予防の取組みの推進

本市の健康実態と課題を踏まえ、乳幼児期から学童期までは、元気な身体づくりと生活習慣を確立し、成人期以降は生活習慣病の予防を中心として取り組むなど、ライフステージごとの健康目標を定め、市民主体の健康づくり推進に向けた保健活動を行います。

（今後の展望 2） 誰もが生きがいを持って暮らすための支援

高齢者や障害のある人をはじめ、誰もが地域で生きがいを持って暮らせるために、生きがいづくり活動を充実します。

（今後の展望 3） ネットワークづくりとサービスの向上

保健、医療、福祉や NPO、ボランティア団体などと地域の健康課題、生活課題を共有し、連携を一層強化し、課題解決のためのネットワークづくりを進めます。

主な取組内容

- 妊婦、乳幼児期から高齢期へと生涯にわたる健康づくりの推進
- 予防可能な生活習慣病の発症予防及び重症化予防のための支援
- 健康づくりのための情報提供
- 健診受診率の向上に向けた取組みの強化
- 健康増進センター等による運動の機会の充実
- 保健・医療・福祉や NPO、ボランティア団体とのネットワークを形成
- 市民向け各種講座・講習の開催
- 公民館での健康を支援しあえる仲間づくり
- 障害者や高齢者の社会参加促進
- サロンの場での生きがいづくり

〈基本方針 7〉 地域における子育ての支援

【現状と課題】

- 保育所等に入れない待機児童が多く発生しています。
- 子育て中の若いお母さんが、地域の中で孤立することがあります。
- 子育て中のお母さん達が、集える場所が多くありません。
- DVや児童虐待の予防、早期発見、保護、自立支援が求められています。
- 非行やいじめの防止活動が求められています。
- 高齢者とふれあったことのない子ども達もいます。

（今後の展望 1） 家庭・地域・保育所・幼稚園・学校・公民館の役割と連携

子どもは地域の中で育つことを理解し、自分の子、他人の子の区別なく地域ぐるみで声かけ、見守りなどを行います。

家庭、地域、保育所、幼稚園、学校・公民館が連携して、子育て中の家庭の子どもの健全育成を支援します。

子どもの発育、発達を正しく理解し、自ら判断して、育児していく力を支援します。

（今後の展望 2） 世代間交流の推進

児童から高齢者まで、あらゆる世代の住民が、ともに地域で暮らしていくために、世代間の交流を推進します。

主な取組内容

- 保育士の処遇改善、保育所等の拡充、整備の推進
- 家庭・地域と連携した学校教育の推進
- 妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援の充実
- DV、児童虐待などの防止に向けた支援の推進
- 地域子育て支援センターを中心に、子育て支援事業を充実
- 公民館での子育て世代の学びと交流の場づくり
- サロン等において、高齢者と子どもたちと二世世代交流の促進
- 福祉施設での子どもたちと施設利用者の交流の促進
- 母子保健計画・子ども子育て支援事業計画の推進

〈基本方針 8〉 避難行動要支援者への支援体制づくり

【現状と課題】

- 地区懇談会では、個人情報保護のために、どこに見守り支援をされる人がいるかわからないという意見が出ています。
- 災害時に、誰を避難誘導するかわからないという声も地区懇談会でありました。
- 高齢者・障害者などの災害時の避難態勢を整える必要があります。
- 避難時に実効性のある避難行動要支援者のネットワーク体制
- 福祉避難所の整備
- 東日本震災後は、地域コミュニティの重要性や日常的な近隣関係の構築の必要性が再認識されています。
- 災害対策基本法等の一部改正において、平常時から名簿を提供することについて同意を得られた避難行動要支援者について、消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他の関係者に名簿提供するとしています。

（今後の展望） 避難行動要支援者への支援体制の構築

避難行動要支援者とは、主に、要介護高齢者、障害者など災害時の避難行動に支援を必要とする人を指します。避難行動要支援者の本人の意向を調査・確認し、同意を得て名簿の作成を行い、その名簿を自主防災組織、自治会・町内会などへ提供し、災害時や災害時に備えた見守りなどに活用していきます。

主な取組内容

- 避難行動要支援者名簿の作成
- 自主防災組織や自治会・町内会などへの名簿提供
- 地域包括支援センター等専門機関と連携した災害時避難体制の検討
- 高齢者・障害者などを対象とする避難訓練の実施
- 高齢者・障害者・乳幼児などの要配慮者に配慮した避難所運営及び福祉避難所の体制整備
- 市社会福祉協議会が災害時に設置する災害ボランティアセンターとの連携

【主要事業】

支援体制の構築の実施スケジュール

	H 29	H 30	H 31	H 32	H 33
避難行動要支援者の名簿作成 及び更新					
避難支援プラン（個別計画）の 策定	●				

I 風とおしのよいまちを創ろう！

～地域での助け合い・支え合い～

〈基本方針 1〉 地域コミュニティの活性化と活動拠点の充実

【現状と課題】

- 現代社会は、地域社会の支え合い機能が崩壊し始めていると言われています。
- 地域社会において、様々な住民活動を担う人の減少と高齢化が言われています。
- 福祉活動の拠点が求められています。

（今後の展望 1） 地域組織の運営と活性化

住民の自主的、主体的な地域福祉活動が活発に行えるように、活動の担い手の育成、拠点・財源の確保について、住民と協働して取り組みを進めるなど、活動の一層の活性化に向けて支援します。

（今後の展望 2） 困りごと情報の収集から支援へ

地域住民が日常生活の中で困っていること、援助を求めていることの情報把握し、わかりやすく正確な情報を、必要な人が必要なときに利用できる仕組みを築きます。

主な取組内容

- 住民による地域組織への支援
- 公民館をはじめとする公共施設の有効活用
- 空き家・空き店舗等を活用した福祉活動拠点の確保
- サロンでの傾聴ボランティアと連携したコミュニティソーシャルワーカーによる支援
- サービス提供事業者間での援助を求めている人の情報共有体制整備
- 認知症等高齢者見守り事業などの推進
- 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携推進
- 対象者横断の相談・支援窓口の設置

〈基本方針 2〉 地域の助け合い活動の推進

【現状と課題】

- 住民意識調査結果では、「地域福祉推進のため市民が取り組むべきこと」として最も多かったのは、住民同士の助け合い意識の向上（63.5%）でした。
- 住民意識調査結果では、「日常生活が不自由になったときに地域で援助してほしいこと」として、多いものは、安否確認の声かけ 43.4%、買い物の手伝い 31.2%、外出の支援 22.7%となっています。
- 住民意識調査結果では、「住民相互の支え合い、助け合いとしてどのようなことができるか」との問いに、安否確認の声かけ 64.6%、ちょっとした買い物 34.2%などが多いです。

（今後の展望 1） 地域組織による助け合い意識の啓発

地域における助け合い活動の基礎的な組織である自治会・町内会をはじめ、老人クラブや子ども会などの地域組織の活動を通して、福祉意識の啓発や、地域での助け合いの意識の向上に努めます。また、地区社会福祉協議会における助け合い活動の推進を図ります。

（今後の展望 2） 障害のある人や高齢者への理解

障害のある人や高齢で心身機能が低下した人も、その人らしく暮らしていくための環境を築いていくことを目指し、誰もが地域でともに暮らしていくための理解を広めます。

主な取組内容

- 転入者に対する自治会・町内会などについての情報提供
- 市社会福祉協議会を通じての地区社会福祉協議会活動の助け合い活動の推進
- 障害者差別解消法の普及啓発
- 児童・生徒・住民への福祉学習の推進

Ⅲ 「これから」を支える人を育てよう！

～地域福祉を支える人材の育成～

〈基本方針 1〉 地域福祉の担い手づくり

【現状と課題】

- ボランティア活動を行っている人たちをはじめとする住民による福祉活動の担い手の高齢化が指摘されています。

（今後の展望 1） 地域福祉リーダーの発掘・育成

市民活動や NPO 活動などの地域福祉の担い手となるリーダーを育成するとともに、地域に埋もれた人材の発掘を推進します。

（今後の展望 2） ボランティア活動の活性化と人材の育成

地域福祉活動の担い手となるボランティア団体の活性化を図るため、ボランティアリーダーの育成や、活動への参加を多くの地域住民に呼びかけます。

主な取組内容

- ボランティア活動に関する情報提供や環境の整備
- ボランティアコーディネーター人材の育成
- ボランティア活動の支援
- 児童・生徒・市民への福祉学習の推進（再掲）

〈基本方針 2〉 中高年パワーの活用

【現状と課題】

- 中高年世代の生きがい対策からも、地域活動への参加が課題となっています。

（今後の展望） 中高年の地域活動参加の仕組みづくり

中高年世代の住民が地域活動に参加できる仕組みづくりの構築と、高齢者が培ってきた経験を地域活動に活かすための仕組みづくりを進めます。

主な取組内容

- 高齢者の生きがい対策や就労支援のため、シルバー人材センターの活用
- 現役を退いた「団塊の世代」が地域活動に参加できるような環境づくり

〈基本方針 3〉 社会福祉法人と連携した小地域活動の推進

【現状と課題】

- 社会福祉法改正により、社会福祉法人の地域貢献が求められています。
- 社会福祉法人の地域貢献計画（社会福祉充実計画）を広域市町村圏で承認することになります。

（今後の展望） 社会福祉法人の地域貢献事業との連携

社会福祉法が改正され、社会福祉法人に地域貢献することが求められました。社会福祉法人が運営する施設のある地域で、社会福祉法人と住民の福祉活動等が連携していくことを進めます。そのために、市と市社会福祉協議会と社会福祉法人の連携体制が必要となります。

主な取組内容

- 社会福祉法人と地区社会福祉協議会活動との連携推進
- 社会福祉法人の社会福祉充実計画承認（広域市町村圏）
- 社会福祉法人と市社会福祉協議会との定期協議

第5章 木更津市地域福祉活動計画

第1節 地域福祉活動計画の目標

いつの時代にも、地域の中には、いろいろな「困りごと」を抱えた人々が生活しています。これまでは、この困りごとに高齢者・障害者・子どもといった対象者ごとの専門的なサービスを提供してきました。

しかし、地域住民の日常生活の中で起こり得る様々な福祉に関する困りごと（福祉課題）、または福祉そのものはないけれども、日常生活に密着した困りごと（生活課題）は縦割りの制度だけでは解決がつかない複合的なニーズや課題も生じています。

この、福祉課題や生活課題への対応については、「自助」（自らの健康管理など自分のことを自分でする）によるものや「共助」（介護保険や医療保険に代表される社会保障制度）、「公助」（行政による福祉サービスや生活保護など）が必要なこともあります。これだけでは補うことのできない福祉課題や生活課題への対応については、地域の「互助」（地域の一人ひとりがお互いのつながりを大切にしながら、助けたり助けられたりする関係、ボランティアや住民組織による支援等）が必要となります。

そして、この「地域の互助」の主役は地域で暮らす全ての人々です。福祉は与えるもの、与えられるものといったように「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、時にはサービスの受け手となったり、担い手にもなったりする地域共生社会を実現する必要があります。

自らが当事者として新しい地域福祉の主役であるという連帯意識を強く持ち、今や失われつつある地域や人の絆を再構築していくことが求められています。

また、複数分野の問題や複雑に絡む問題を抱える対象者には分野を横断した支援が必要となります。

本市においては、都市化が進展して、ご近所との人間関係が上手に形成されず、地域の連帯感が希薄化している地域や、地域の福祉力が低下し、高齢者が孤立しているような地域と、まだまだ人間関係も濃厚でお互いの助け合いの関係が期待できる地域が混在しています。

このような本市の実情や地域の特性を踏まえ、「一億総活躍プラン」にもあるように「地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティの育成等を推進し、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域・暮らし・生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会の実現」を目指していくことが重要です。

今日の木更津市における地域福祉を推進するにあたって、継続的に重視すべき基本的な課題は、地区社会福祉協議会の充実をはじめ、地域ニーズの発掘や新たな社会資源の創出、当事者団体の組織化や活動団体同士の相互連携・協働、ネットワークの促進、地域福祉活動の担い手の発掘と育成等です。

そのためには木更津市社会福祉協議会が中心となり、地域住民や行政、事業者、自治会・町内会、ボランティア・NPO法人などと連携を図り、協力しながら地域課題を明確にし、必要な社会資源の発掘・開発なども行い、今後取り組むべき具体的な方策や重点事業を明らかに

し、基本理念である「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」の実現を目指します。

また、木更津市社会福祉協議会は、平成 21 年度に第 1 次地域福祉活動計画、平成 25 年度に第 2 次計画を策定してきましたが、今期の計画において、市が策定する地域福祉計画と車の両輪を成して両者が連携し施策の展開を目指すために、一体のものとして策定することとしました。

第 2 節 第 2 次地域福祉活動計画の評価

第 3 次地域福祉活動計画策定にあたって、木更津市における地域福祉を取り巻く現状と、地区懇談会、住民意識調査結果の内容等から、「第 2 次木更津市地域福祉活動計画」の事業の評価を行いました。

I 第 2 次地域福祉活動計画の評価

第 1 次木更津市地域福祉活動計画策定以降、「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」を基本理念に、基本目標は「安心して住み続けることのできるまちをめざして」、「つながろう 木更津」をキャッチフレーズに第 2 次計画では 4 つの基本計画を達成するために、住民の自主的活動の支援や組織化に取り組むとともに、福祉施設・団体、関係機関等との協働により福祉コミュニティづくりを推進してきました。

【第2次活動計画4つの基本計画】

- (1) 福祉への理解を広げていくために
- (2) 住民意向を把握し、相談から支援へと結び付けていくために
- (3) 支え合い、助けあいにより地域を活性化するために
- (4) 誰もが安心して生活できるために

木更津市社会福祉協議会は、4つの基本計画の中から買い物弱者を応援する取り組みの検討、ボランティア育成事業、きさらづ成年後見支援センター設置という3事業を具体的に重点事業と位置づけ、目標達成に向けて優先的に取り組んできました。

Ⅱ 4つの基本計画の中の主な個別事業の評価

1. 福祉への理解を広げていくために

○広報「福祉きさらづ」の充実

編集委員会を立ち上げ読者サイドからの意見を取り入れ分かりやすく親しみやすい紙面づくりに取り組みました。平成28年度6月号からリニューアルしました。

○福祉教育の充実

市内全域で福祉教育支援ボランティアと民生委員児童委員・地区社会福祉協議会構成員が連携した福祉体験学習の実施体制が整いました。

○当事者同士の交流活動の支援

同じような環境にある人同士の交流の機会となる場を提供することを目指し、介護者同士の交流会を開催しました。

2. 住民意向を把握し、相談から支援へと結びつけていくために

○相談事業の充実

相談員の質の向上を図る研修を実施しました。各地域で気軽に相談できる窓口の設置を目指しましたが、実現出来ませんでした。

○買い物弱者を応援する取り組みの検討

地域の実情の把握、住民意識調査の実施及び結果の分析、先進的な社協への視察、店舗調査を実施し、検討を重ね「買い物サポートガイドブック」を作成し、民生委員児童委員などの協力のもと、買い物弱者等に配布しました。

3. 支え合い、助け合いにより地域を活性化するために

○地区懇談会の開催

地域包括支援センターとの協働による「地域ケア会議」の開催により関係者が課題を共有し解決に向けて協力し合う体制のモデルを示すことが出来ました。

○新規サロンの設置支援

研修会や相談の機会を設けるとともに、助成金の交付、他の民間助成の活用を提案し、支援を行いました。新規サロン開設の情報を積極的に取り上げ、啓発活動につなげました。

○ボランティア育成事業

ボランティア講座の受講者が、実際に活動している人の体験談を聞き活動を見学することにより、実際の活動につなげるきっかけを提供しました。傾聴ボランティアなどの活動を今後も継続的に支援していく必要があります。

○ボランティアコーディネーター育成事業

コーディネーターの資質向上を図る為、継続的に各種研修へ参加し、幅広く相談に対応できる人材の育成に努めました。

4. 誰もが安心して生活できるように

○成年後見支援センターの設置

平成26年度に開設し、今年で3年目を迎えました。新たにパンフレットを作成するとともに出前講座を行うなど成年後見制度の普及・啓発に努めました。成年後見制度の相談や申立書など必要書類の書き方や説明を行うなど利用者支援を積極的に行いました。日常生活自立支援事業も継続的に実施し、市民後見人の育成にも取り組みました。市民後見人養成講座終了後も自主勉強会の支援やフォローアップ研修を行い、同行研修などにも取り組みました。今後は更なる普及啓発につとめるとともに、市民後見人の活用を進めていきます。

第2次地域福祉活動計画で実施してきた事業については、今後も引き続き、事業の適正な評価・管理を行うとともに、更なる充実を図っていきます。

第3節 計画の目指すもの

第3次地域福祉活動計画は、次の基本理念のもと基本目標を定め、4つの基本計画を掲げ体系的な地域福祉活動の展開を推進します。

I 基本理念「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」

誰もが、住みなれた地域社会の中で、お互いの人格や意思を尊重しあいながら、支え合い、自立した生活が実現できることを望んでいます。

そのためには、子どもから高齢者まで人と人とがふれあい、相互理解を深め、思いやりの心を大切にしながら、住民や地域の活動団体等が「協働」のもとに地域福祉を推進していくことが重要です。

協働することで共に支え合い、助け合う社会が実現し、一人ひとりが安心して暮らせます。

この理念は、第1次木更津市地域福祉活動計画策定から変わるものではありません。そこで、第3次木更津市地域福祉活動計画においても、「ともに考え、ともに語り、ともに支え合う地域の福祉」を基本理念とし、地域福祉の推進を目指します。

II 基本目標・基本計画

基本理念を実現するための施策を推進する上で、基本目標を「安心して住み続けることのできるまちを目指して」と定め、キャッチフレーズを「つながろう木更津」とし取り組みます。

1 基本目標（キャッチフレーズ）

キャッチフレーズにある「つながろう」とは……

- ・地域のなかで安心して住み続けたいという思いは全ての人に共通です。
- ・地域には、子どももお年寄りも障害のある方も、みんなをやさしく包み込むゆるやかなつながりがありました。しかし、少子高齢化や都市化が進むなかでそのつながりが希薄化しています。
- ・今ふたたび、安心して住みつけられる地域のために、「人と人のつながり」「地域と地域のつながり」「組織と組織のつながり」など、様々な「つながり」を強めていくことが大切になっています。
- ・社会全体が「つながり」を失いかけているなかで、木更津市では、もう一度「つながり」をたくして絆を深めていきたい、こうした思いからこの計画では「つながろう」を合言葉に様々な事業を展開していきます。

2 基本計画と具体的施策事業

(1) 福祉への理解を広げていくために

多くの地域住民が福祉や福祉活動について理解をすることが重要と考え、福祉理解に向けた取り組みを掲げました。

また、知識を深めるための情報の収集や提供を強化することを通じて、みんなで学び合い、話し合えるまちとなるような地域づくりを目指します。

(1) - 1 情報につながる

- ①広報・ホームページ等による情報発信の充実
- ②地区社協、福祉活動団体等に関する情報の収集・提供

(1) - 2 福祉理解につながる

- ①児童・生徒・市民の福祉教育の推進
- ②世代交流事業の推進

(1) - 3 情報共有・多者協働につながる

- ①地域ケア会議の開催
- ②多者協働の場づくりの推進

(2) 包括的・総合的な相談支援体制を確立するために

地域福祉活動をより一層進めるために、誰もが気軽に相談できる窓口を目指すと共に、相談から浮き彫りにされる福祉ニーズの把握に努め、ニーズ課題を検討し解決できるような仕組みをめざします。

また、複数の地区社協単位に対象者横断の支援を行うコミュニティソーシャルワーカーを配置します。コミュニティソーシャルワーカーは、市の相談・支援窓口や地域包括支援センター等の専門機関や民生委員児童委員と連携し、複合的な課題を抱える世帯・生活困窮者・制度の狭間にある人たち等、対象者横断の支援に取り組みます。コミュニティソーシャルワーカーは、サロンでの傾聴ボランティアと連携して活動します。

(2) - 1 相談につながる

- ①相談窓口の充実と周知の徹底
- ②相談内容の集約と対応方法の周知
- ③サロンでの傾聴ボランティアとの連携

(2) - 2 住民ニーズをサービスにつなげる

- ①住民の福祉ニーズの把握
- ②新たなサービスの開発と提供
- ③地区担当コミュニティソーシャルワーカーのモデル配置

(3) 住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくり

現在地域で福祉活動を行っている個人や団体を支援する、新たな担い手を育成する事を通じて地域福祉の協力者を増やすことを目指します。

また、高齢者や障害者等の当事者組織の活動の支援を行いながら、地域の活動団体等と共に連携を強化し、みんなで協力してより良い地域福祉を創っていくことを目指します。

社会福祉法の改正によって、社会福祉法人に余剰金が生じた場合、社会福祉充実計画を策定し、地域貢献することが求められています。これは、社会福祉法人の地域貢献事業が、新たな社会資源となるものです。このため市内の社会福祉法人と市社会福祉協議会は連携していく必要があります。

社会福祉法の改正による社会福祉法人の地域貢献事業を新たな社会資源と捉え、市民によるボランティア活動の推進を図ります。

(3) - 1 住民同士がつながる

- ①地区社会福祉協議会の充実
- ②地区社会福祉協議会の活動支援
- ③地域福祉を支える拠点の検討
- ④住民懇談会の開催

(3) - 2 交流の場につながる

- ①地域における集いの場の支援
- ②高齢者や障害者等の当事者組織への支援
- ③生きがいづくりのための各種講座・出前講座の開催
- ④住民交流の拠点としてのサロン活動の増設

(3) - 3 支え合ってつながる

- ①ボランティアセンターの機能強化
- ②ボランティアの育成と参加促進
- ③災害ボランティアセンターの運営
- ④各団体の活動支援と団体間の連携の強化

(3) - 4 社会福祉法人の地域貢献との連携

- ①市内社会福祉法人と市社会福祉協議会との定期協議
- ②社会福祉法人の施設がある地区社会福祉協議会との連携の検討

(4) 誰もが安心して生活できるために

判断能力が不十分な高齢者や障害者が、住みなれた地域で自分らしく安心して暮らすことができるよう、成年後見制度を適切に利用できる仕組みづくりを引き続き進めていくとともに、市民が後見業務の新たな担い手として活動できるための基盤を整備し、成年後見制度をはじめとした市民の権利擁護を推進していくことを目指します。

(4) - 1 サービスにつながる

- ①既存サービスの充実
- ②新たなサービスの開発と提供（再掲）

(4) - 2 きさらづ成年後見支援センターの運営

成年後見制度に関する事業

- ①法人後見受任の推進
- ②後見等監督人の受任
- ③市民後見人の養成及び育成
- ④市民後見体制の構築
- ⑤委任契約・任意後見契約の締結、委任契約に基づく業務及び任意後見人並びに任意後見監督人としての業務の実施
- ⑥成年後見制度利用のための手続きと相談支援
- ⑦成年後見制度に関する広報、啓発

福祉サービス利用援助事業

- ①日常生活自立支援事業の継続
- ②生活支援員の養成

第4節 社会福祉協議会の組織強化

I 社会福祉協議会の認知度の向上

昭和43年4月に社会福祉法人の認可を得て設立して以来、木更津市社会福祉協議会は一貫して福祉活動への住民参加を進めながら地域福祉活動推進の中心的役割を果たしてきました。

第3次地域福祉活動計画策定のための住民意識調査によると「社会福祉協議会を知っていますか？」の問いに対して、「名前と活動内容を詳しく知っている」、「名前と活動内容の一部を知っている」は合わせ26.6%、同じく「地区社会福祉協議会があることを知っていますか？」の問いには、9.2%でした。

第3次地域福祉活動計画では、すべての事業を通じて、社会福祉協議会の認知度の向上を目指し地域福祉活動の推進と組織の活性化につなげていきます。

II 社会福祉協議会の体制強化

公共性の高い社会福祉法人として法人経営や施設運営の考え方を明確にし、事業評価を行って信頼性の向上、透明性の確保に取り組みます。

民間事業者の経営ノウハウなどを学び、円滑な事業運営を行い安定した収入の確保に努めます。

地区社協の更なる組織化に取り組みます。住民同士の自主的な支え合い活動の発展を目指し住民向け講座や情報提供に努め、担い手支援の研修を実施し、地区リーダーの発掘・支援を積極的に行っていきます。

また、幅広い世代が地域の福祉活動に参加できるしくみ作りに取り組むとともに、ボランティアの育成を図り市民の多様化するニーズに応じていきます。

地区社協の活動拠点についても地域の社会資源の調査・発掘やネットワークを駆使し確保に努めていきます。

III 職員の資質の向上

まず何よりもすべての職員が社協職員としての自覚と連帯意識をもって業務を遂行していきます。

民間事業者との交流や資格取得の講座・研修会などへの参加を通じ職員の意欲向上と意識改革を図っていきます。

社会福祉協議会職員の地区担当制を導入し、地区のニーズ把握や不足するサービスの開発のためにも地域の各種団体、関係機関とのネットワークを組み、緊密な連携・協力体制を作っていきます。

Ⅳ 社会福祉協議会会員の加入促進

地域福祉を推進する人的・財政的基盤を確かなものにするため、新しい会員の加入促進を図るとともに事業の透明性を担保します。ホームページや広報「福祉きさらづ」などを通し、社会福祉協議会の事業に対する理解を求め、地域住民をはじめ各関係団体に対して税制上の優遇措置を受けられることのPRなどにも努め、会員増強を図っていきます。

Ⅴ 自主財源の強化

自主性を高め、財務基盤強化のために自主財源の確保や業務執行の効率化、経費削減などに努めます。

地域福祉活動を展開するためには財政基盤の強化が欠かせません。社協会費や共同募金、歳末助け合いなど自主財源の確保を図るための募金活動に力を入れ安定的な収入確保に努めます。

財政基盤において依存体質からの脱却を図るとともに、社会福祉協議会が実施すべき地域のニーズ発掘や開発、また、地域住民との共同事業の提案や地区社会福祉協議会の組織強化の支援を通じ地域ネットワークづくりなどに力を入れ、国・地方公共団体の補助金、助成金及び民間助成金等を調査のうえ十分に活用し、地域福祉推進のための財源確保を図っていきます。

【木更津市地域福祉活動計画体系図】

基本理念

基本目標

基本計画

具体的施策

「つなごろう 木更津」
安心して住み続けることのできるまちを目指

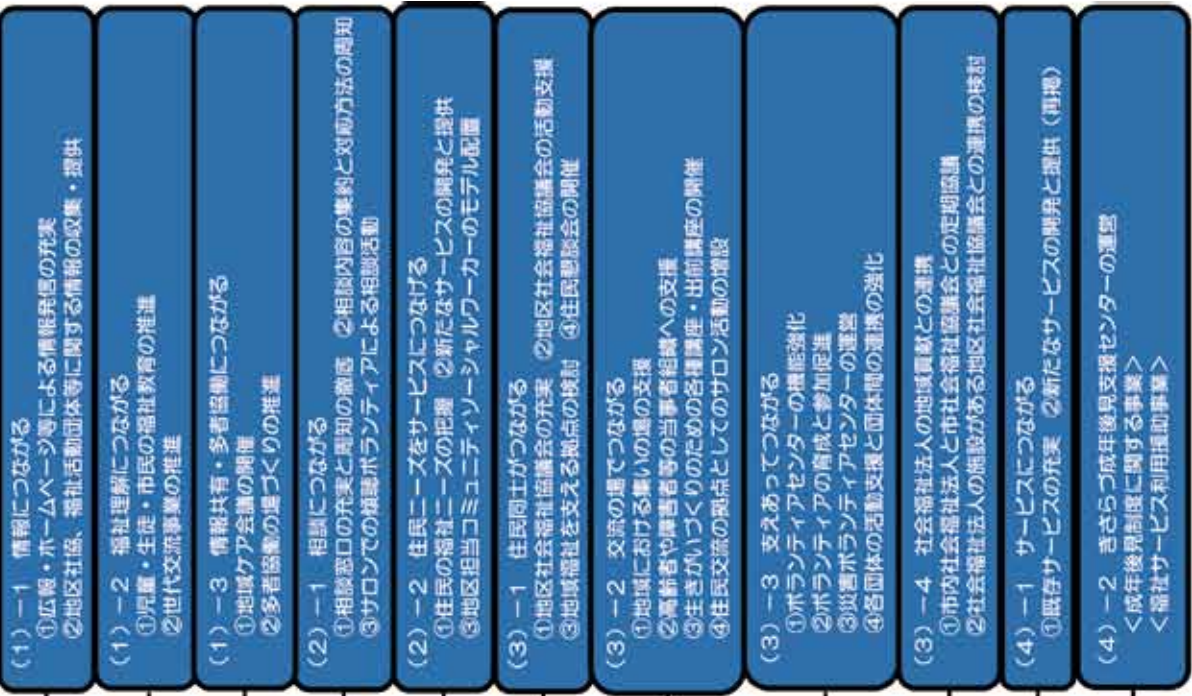
ともに考え、ともに語り
ともに支え合う地域の福祉

(1) 福祉への理解を広げていくために

(2) 包括的・総合的な
相談支援体制を確立するために

(3) 住民主体による地域課題の
解決力強化・体制づくり

(4) 誰もが安心して生活できるように



第6章 地域福祉計画と地域福祉活動計画の推進について

第1節 計画の推進体制

地域福祉計画と地域福祉活動計画の進行管理、推進体制については、仮称「地域福祉推進協議会」を設置し、協議会からの意見を伺いながら進行管理を行います。

また、両計画を推進し、市全体の地域福祉を向上させるためには、市と市社会福祉協議会がそれぞれの役割を認識し、相互に連携して取り組む必要があります。このため、市と市社会福祉協議会が課題を共有し、必要に応じて委員会を設置し、意見交換を行うなど連携して進行管理を行います。

資料編

【用語の解説】(五十音順)

〈運営適正化委員会〉

運営適正化委員会とは、社会福祉法第83条に定められている「福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保」とするとともに「福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する」ために都道府県社会福祉協議会に設置される委員会のことを指します。

〈買い物サポートガイドブック〉

木更津市社会福祉協議会が第2次木更津市地域福祉活動計画の重点事業である買い物弱者を応援する取り組み事業として、市内の配達サービス等を実施する店舗調査の結果をまとめ支援者用と利用者用の冊子を作成したものです。

〈傾聴ボランティア〉

傾聴とは、相手に自由に話をしてもらい、聞き手がその話をじっくり聴くという面接の基本的な姿勢のことをいいます。傾聴ボランティアとは、高齢者や障害者、あるいは近年では災害の被災者などの悩みや不安、寂しさなどについて、じっくり話を聞き、その悩みや不安、寂しさの軽減を図り、相手の心のケアを行う活動や人を指します。

〈コミュニティソーシャルワーカー〉

コミュニティソーシャルワーカーとは、福祉サービスを必要としている人を発見し、その人の自立に向けた個別支援を行いながら、その人と同様な問題を抱える人を把握・発見し、その人たちへの支援のネットワークの組織化を図り、それら福祉サービスを必要としている人を排除せず、地域に住む人の関係性を豊かに再構築するコミュニティづくりを一貫させるコミュニティソーシャルワーク機能を発揮する専門職のことを指します。

〈災害ボランティアセンター〉

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点のことを指します。近年では、被害の大きな災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されています。一般的に、被災した地域の社会福祉協議会、日頃からボランティア活動に関わっている人たちと行政が協働して担うことが多いです。主な活動内容は、被災地のニーズの把握、ボランティアの受け入れ、人数調整や資機材の貸し出し、ボランティア活動の実施と振り返りなどを行います。

〈サロン・サロン活動〉

サロン活動とは、「地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動」として、その開催を提唱されているものを指します。高齢者、障害者、子育て中の親など、様々なサロンが全国各地で開催されており、楽しさや生きがい、社会参加の機会が得られる場として、また、出かけるところがあることによって、生活のメリハリが生まれ、閉じこもりがちな生活の改善にも役立つとされています。

ます。

〈市民後見人〉

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、一定の研修を受け、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者を指し、利用する本人に、成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行います。

〈社会福祉法改正：社会福祉法人の地域貢献事業〉

社会福祉法改正、社会福祉法人の地域貢献事業とは、平成28年3月31日に公布された社会福祉法等の一部を改正する法律の内、「地域における公益的な取り組みを実施する責務」のことを指します。公益的な取り組みとは、社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること、無料又は低額な料金で提供されることが想定されており、社会福祉法人の地域社会への貢献、各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進することが求められています。各法人が、一定の計算式で残余財産が生じたときに社会福祉充実計画（地域貢献計画）を作成し、所轄庁の承認を得て実施します。

〈新福祉提供ビジョン〉

「新福祉提供ビジョン」とは、厚生労働省内に設置された「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討プロジェクトチーム」が平成27年9月17日に示した、今後の改革の方向性である「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現—新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン—」を指します。その主な内容は、様々な要因により抱えるニーズが多様化、複雑化していることやこれまでの福祉サービスが高齢者や障害者、児童など対象者ごとに提供され、今日の多様化、複雑化しているニーズに対応しきれていないことなどを課題として、今後の改革の方向性として「包括的な相談支援の実施」「地域の実情にあったサービスの提供体制の確立」「全世代・全対象型地域包括支援を担う人材の育成」などが示されています。

〈ソーシャルインクルージョン〉

ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）とは、今日的な「つながり」の再構築を図り、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという社会福祉の考え方を指します。

〈地域ケア会議〉

地域ケア会議とは、高齢者支援センターが主催する地域の関係者による高齢者に関する情報交換や連絡調整を行う会議のことです。民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会・町内会、老人クラブ、介護支援専門員（ケアマネージャー）、介護施設関係者、ボランティアグループ、NPO等の関係者が参加します。

〈地域包括支援センター〉

地域包括支援センターとは、介護を必要とする人が住みなれた地域社会でその人らしい生活ができるよう、多角的なサービスを提供する地域包括ケアの具体的な推進機関のことを指します。設置の責任主体は市町村で、多様な主体に事業を委託することもでき、日常生活圏域に配置されることになっています。具体的には、地域包括ケアを進めるために、地域におけるネットワークの構築、実態把握、総合相談などを行います。このため、専門職として保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーが配置され、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネージメントのチームアプローチを展開しています。

〈ニッポン一億総活躍プラン〉

「ニッポン一億総活躍プラン」とは、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指すために、平成 28 年 6 月 2 日に閣議決定されたプランを指します。このプランは、我が国の経済成長の妨げとなっている課題の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むものと位置付けられています。日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くするという考えのもと、様々な経済社会システムづくりに取り組むプランです。主な内容としては「働き方改革」「子育ての環境整備」「介護の環境整備」「すべての子供が希望する教育を受けられる環境の整備」などについて検討されています。

〈ノーマライゼーション〉

ノーマライゼーションとは、障害者や高齢者等の社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方であり方法のことを指します。

〈福祉教育〉

国、地方公共団体、民間団体、ボランティア等が主に住民を対象として、福祉についての知識や理解、住民参加を促すために講習、広報等の手段により行う教育のことを指します。近年においては、家族機能の低下、地域の連帯の喪失等の社会状況の変化に伴い福祉教育の割合は大きくなりつつあります。なお、学校においても、児童・生徒に対して福祉教育がなされています。

〈我が事・丸ごと〉

「我が事・丸ごと」とは、厚生労働省が厚生労働大臣を本部長として平成 28 年 7 月に設置した「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」における、地域共生社会への実現に向けた様々な福祉改革の方向性を指します。「我が事」とは、ややもすると他人事になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組み作りであり、「丸ごと」とは、市町村がそれら地域づくりの取り組みの支援と公的な福祉サービスへのつなぎを含め、また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも含めての「丸ごと」であり、その趣旨に沿って各種の福祉改革が行われていくことになっています。

**第3期木更津市地域福祉計画及び第3次木更津市
地域福祉活動計画策定スケジュール**

時 期	内 容
平成28年8月5日	第1回地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会
平成28年8月	情報収集・調査・分析 庁内検討部会・社協作業部会を組織
平成28年8月～10月	アンケート調査の実施・回収・入力・集計・分析 地区懇談会へのヒアリング
平成28年10月13日	第2回地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会 福祉団体へのヒアリング
平成28年11月24日	第3回地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会
平成28年12月	12月定例議会で素案説明
平成28年12月15日 ～平成29年1月13日	意見公募の実施
平成29年2月16日	第4回地域福祉計画策定委員会・地域福祉活動計画策定委員会
平成29年3月17日	社会福祉協議会理事会評議員会で地域福祉活動計画を承認

木更津市地域福祉計画及び木更津市地域福祉活動計画策定委員会名簿

	委員構成	氏名	団体名等	備考
1	市議会議員	重城 正義	教育民生常任委員会 委員長	委員長
2	学識経験者	大日方惟忠	君津木更津医師会	
3	公募	鶴岡 静治	一般市民	
4	市政協力委員	鴫田 宏	木更津市政協力員	
5	福祉関係団体の代表	金綱 房雄	木更津市社会福祉協議会 理事	副委員長
6		重城 弘文	地区社会福祉協議会 会長	
7		高橋 利親	木更津市民生委員児童委員協議会 副会長	
8		関口由美子	主任児童委員代表	
9		野中 道男	木更津市身体障害者福祉会 会長	
10		分目 茂	木更津市老人クラブ連合会 会長	
11		平野 弘和	木更津市保育協議会 会長	
12		北原美奈子	木更津市食生活改善推進協議会 会長	
13		三好ひろみ	木更津市手をつなぐ親の会 会長	
14		その他地域福祉の推進のため必要と認められる者	斉藤 誠	木更津市ケアマネジメント研究会 会長
15	永野 昭		木更津商工会議所 専務理事	
16	関係行政機関の職員	石井 市枝	千葉県君津健康福祉センター 副所長	
17		小熊 良	千葉県君津児童相談所 所長	
18	市の職員	田中 幸子	木更津市福祉部長	

※役職は平成 28 年 8 月 5 日の委嘱当時のものです。

※事務局：木更津市社会福祉課 木更津市社会福祉協議会 特定非営利活動法人日本地域福祉研究所

○附属機関設置条例

昭和 34 年 9 月 28 日条例第 28 号

附属機関設置条例

(目的)

第 1 条 この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(附属機関の定義)

第 2 条 附属機関とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

(設置及び組織)

第 3 条 本市は、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

第 5 条 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 附属機関の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の運営等)

第 7 条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

(規則への委任)

第 8 条 別に規則で定めるところにより、附属機関に専門委員及び部会を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

(市長への委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則 (略)

別表（第3条）

附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木更津市地域福祉計画策定委員会	木更津市地域福祉計画の策定について審議し、必要な事項を市長に答申又は建議すること	委員長 副委員長 委員	1 市議会議員 2 学識経験者 3 公募 4 市政協力員 5 福祉関係団体の代表 6 関係行政機関の職員 7 市の職員 8 その他地域福祉の推進のため必要と認められる者	20人以内	2年
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

木更津市地域福祉推進プラン

第3期木更津市地域福祉計画・第3次木更津市地域福祉活動計画

平成29年3月

木 更 津 市

〒292-8501 木更津市朝日3-10-19（福祉部社会福祉課）
電話 0438-23-8543 FAX 0438-25-1213

社会福祉法人木更津市社会福祉協議会

〒292-0834 木更津市潮見2丁目9番地 木更津市民総合福祉会館内
電話 0438-25-2089 FAX 0438-23-2615
